

官報

昭和五十七年八月二十七日

○第九十六回 参議院會議録追録(その一)

漢方生薬の需要動向、確保対策及び流通体制の確立等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年八月二十一日

参議院議長 徳永 正利殿

塩出 啓典

漢方生薬の需要動向、確保対策及び流通体制の確立等に関する質問主意書

近年、医療において、薬づけ、検査づけといった乱診乱療の弊害が問題とされるに伴い、国民間に東洋医学に対する関心が高まっている。とくに、漢方薬に対する需要増加が著しい。その消費は年々増加傾向にあり、生薬消費市場の一般向けでは、昭和五十年の五十三億円から昭和五十六年は五百二十億円へと七年間に約十倍の伸びであり、医家向けにいたつては、昭和五十年の十億円から昭和五十六年は百九十七億円へと約二十倍の伸びを示している。

さらに最近、薬価基準収載品目も増加し、病院、診療所でもその投薬が容易になり、今後の原料生薬需要の増加が十分予測されるところである。

今日までのわが国の生薬需要の大部分は、輸入に頼つてきたのが現状である。昨年実績では、国内生産は約八％で、中国からの輸入が七二％、韓国その他からの輸入二〇％となっている。

しかし、中国は工業近代化のため、外貨獲得の必要上、経済価値の高い薬剤製品としての輸出を希望しており、さらにまた、中国十億国民の医薬

昭和五十七年八月二十七日 参議院會議録追録(その一) 質問主意書及び答弁書 審査報告書(継続案件)

用として、野性品種が不足しているなどの理由により、今後、現在以上の輸入は困難となると思われる。五年後には、中国は輸出をストップするのではないかと懸念する声もある。

かかる観点から、生薬資源確保のため、国の積極的な支援が必要と思われる。以下の点について、政府の所見並びに対策を伺いたい。

一 生薬の国内需要動向の的確な把握のため、情報システムの整備が急務であると思うがその対策を伺いたい。

二 生薬資源確保について、その具体的施策を伺いたい。

三 とくに、国内における生薬の適正な生産振興対策を伺いたい。

四 わが国農政の水田再編対策上、薬草を特定転作物に指定すべきであると考えるが、どうか。

五 薬用作物の栽培技術は、米、麦などの一般農作物に比較し、著しくおかれている。栽培技術や種苗の確保に対し、いかなる指導、援助を行っているか。

六 薬用作物の生産技術についての指導者がいないため、病害の発生や生育不全、低収量がおきている。的確な指導者の育成が急務と思われるが、どうか。

七 開発途上国より安価に輸入されるものと国内生産になじむものとの選別を明確にして、生産の指導体制をとるべきであると考えるが、どうか。

八 生産実態把握のため、生産流通体制の確立が急務であると思うが、どうか。

右質問する。

昭和五十七年八月二十七日

参議院議長 徳永 正利殿

参議院議員塩出啓典君提出漢方生薬の需要動向、確保対策及び流通体制の確立等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩出啓典君提出漢方生薬の需要動向、確保対策及び流通体制の確立等に関する質問に対する答弁書

一及び八について
生薬及び薬用作物については、種類が多く、かつ、流通が多岐にわたつてはいるが、今後ともその需要動向及び生産実態の把握に努めてまいりたい。

二、三及び五から七までについて
生薬については、大部分を輸入に依存している現状であるが、今後、漢方製剤の国民医療に果たす役割が高まることと予想されることにかんがみ、国内における薬用作物の品質の向上、栽培技術の指導等を行つていくことが必要であると考えている。

このため、政府としては、生薬について品質規格を定めるとともに、薬用作物について品質改良の研究を進めてきたところである。

また、薬用作物は、種類が多いこと、仕向先が限られていること等の問題があり、これらの点にも配慮しつつ、従来から普及事業等において、技術情報の適切な提供等により指導援助を行つてきたところであり、今後とも栽培技術等の指導援助に努めてまいりたい。

四について
水田利用再編対策においては、薬草を転作物対象作物として認めてきているところであるが、そのうち特定作物は転作物の拡大を担うべき主要な作物を定めていることから、薬草を特定作物とすることは困難である。

審査報告書

集団代表訴訟に関する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿

法務委員長 鈴木 一弘

経過の概要

本法律案は、第九十五回国会開会中及び同国会閉会後において資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

日本学校健康会法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿

文教委員長 片山 正英

経過の概要

本法律案は、第九十三回国会に提出され、第九十四回国会において趣旨説明の聴取等を行い、また、第九十五回国会において質疑、参考人からの意見聴取、現地視察、資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

審査報告書

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿

文教委員長 片山 正英

昭和五十七年八月二十七日 参議院會議録追録(その一) 審査報告書(継続案件) 調査報告書(継続事件)

経過の概要

本法律案は、第九十四回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行い、また、第九十五回国会において資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

審査報告書

義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

文教委員長 片山 正英
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案は、第九十四回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行い、また、第九十五回国会において資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

審査報告書

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

文教委員長 片山 正英
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本法律案は、第九十四回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行い、また、第九十五回国会において資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

会において趣旨説明の聴取、質疑等を行い、また、第九十五回国会において資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

文教委員長 片山 正英
参議院議長 徳永 正利殿

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

文教委員長 片山 正英
参議院議長 徳永 正利殿

本法律案は、第九十四回国会に提出され、同国会において趣旨説明の聴取、質疑等を行い、また、第九十五回国会において資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

社会労働委員長 粕谷 照美
参議院議長 徳永 正利殿

老人保健法案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

社会労働委員長 粕谷 照美
参議院議長 徳永 正利殿

本法律案については、第九十五回国会において趣旨説明の聴取、資料の収集等を行ったが、なお慎重な審査を必要としたため、閉会中も継続して審査を行うこととした。

閉会中においては、主として資料の収集にとどまり、審査を終了するに至らなかつた。

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

商工委員長 降矢 敬雄
参議院議長 徳永 正利殿

本法律案については、第九十五回国会開会中及び同閉会中において、資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

昭和五十六年十二月十九日

商工委員長 降矢 敬雄
参議院議長 徳永 正利殿

昭和五十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十三年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書、昭和五十三年度政府関係機関決算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

昭和五十三年度国庫収納金整理資金受払計算書(継続案件)

公職選挙法の一部を改正する法律案(継続案件)

右については、審査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

公職選挙法改正に関する特別委員長 安田 隆明
参議院議長 徳永 正利殿

本法律案については、第九十五回国会開会中において趣旨説明の聴取、質疑等を行った。また、同閉会後においては、資料の収集に努めたが、審査を終了するに至らなかつた。

昭和五十六年十二月十九日

公職選挙法改正に関する特別委員長 安田 隆明
参議院議長 徳永 正利殿

調査報告書

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

内閣委員長 遠藤 要
参議院議長 徳永 正利殿

本委員会は、第九十五回国会開会中、国家公務員等の退職手当に関する件、国家公務員等の給与改定に関する件、行政改革に関する件等について宮澤内閣官房長官、中山総理府総務長官、中曽根行政管理庁長官、藤尾労働大臣、藤井人事院総裁、政府委員、農林水産省当局及び参考人に対し質疑を行った。

また、同問題に関する小委員会を設置し、同問題に関する件について参考人から意見を聴取するなど調査を行った。また同問題に関する小委員長から報告書が提出された。

昭和五十六年十二月十九日

内閣委員長 遠藤 要
参議院議長 徳永 正利殿

本委員会は、第九十五回国会開会中及び同国会閉会中において、表記の件に関し、政府当局及び参考人の出席を求め、郵政省、日本電信電話公社、皇室費、国会、会計検査院、大蔵省、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出銀行、文部省、科学技術庁、通商産業省、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫の決算について審査を行ったほか、委員派遣

昭和五十六年十二月十九日

内閣委員長 遠藤 要
参議院議長 徳永 正利殿

本委員会は、第九十五回国会開会中及び同国会閉会中において、表記の件に関し、政府当局及び参考人の出席を求め、郵政省、日本電信電話公社、皇室費、国会、会計検査院、大蔵省、日本専売公社、国民金融公庫、日本開発銀行、日本輸出銀行、文部省、科学技術庁、通商産業省、経済企画庁、中小企業金融公庫及び中小企業信用保険公庫の決算について審査を行ったほか、委員派遣

昭和五十六年十二月十九日

閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国の防衛に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 内閣委員長 遠藤 要

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、横浜市内における米軍の燃料タンク爆発事故、昭和五十七年度予算概算要求における防衛庁職員給与費の扱い、硫黄島へのF15配備計画の有無、日米間の防衛技術協力問題等について大村防衛庁長官、政府委員、外務省当局に対し質疑を行った。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方行政の改革に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 地方行政委員長 上條 勝久

経過の概要

本委員会は、地方行政の改革に関する調査の一環として、第九十五回国会開会中において、地方行政等に関する件について安孫子国務大臣及び関係府当局に対し質疑を行い、同国会閉会後においては、大分県、宮崎県及び沖縄県に委員派遣を行う等調査を進めたが、その対象が広範多岐にわたつてゐるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

検査及び裁判の運営等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 法務委員長 鈴木 一弘

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において、適宜関係資料の収集等に努め、同国会閉会後においては、滋賀県及び京都府に委員を派遣して、司法行政及び法務行政に関する管内概況並びに裁判所及び法務省関係の庁舎施設及び宿舍の營繕状況等の調査を行うとともに関係資料の収集、検討等を行ったが、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国際情勢等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 外務委員長 稲嶺 一郎

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、欧州評議会に関する問題、日ソ問題、中東問題、メキシコにおける南北サミットに関する問題、対ソ経済措置に関する問題、沖縄における米軍に関する問題、日韓問題、対米武器技術輸出問題、米国の対日防衛力増強要請問題、戦域核問題、軍縮問題、日韓経済協力問題、朝鮮問題等について園田外務大臣の見解をたずねるとともに、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行う等の調査を行った。

次いで、閉会後においては、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

租税及び金融等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 大蔵委員長 河本嘉久蔵

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、租税及び金融等に関する調査の一環として、税関行政の実情視察を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

次いで、閉会後においても資料の収集、検討を行ったが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化及び学術に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 文教委員長 片山 正英

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において、教育、文化及び学術に関する調査に関し、教科書会社の政治献金、文部事務次官等の前教科書協会会長の関係するゴルフ場会員権の取得、教科書の内容とその無償及び検定・採択制度、文教施策における行政改革、国語教育のあり方、校内暴力・青少年非行対策、夜間中学に対する今後の方針、外国製地図における北方領土の取扱い、弘前大学における教員処分の処理、ブラジル国士館大学協会設立等私学経営のあり方、貸しレコードと著作権法との関係等の諸問題について、文部省等関係当局に対し質疑を行った。

また、同開会中においては、資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障制度等に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 社会労働委員長 粕谷 照美

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において次の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査事項

- 一、スモン病対策に関する件
- 一、薬価基準の改定に関する件
- 一、大鵬薬品のダニロンの発ガン性問題に関する件
- 一、丸山ワクチン問題に関する件
- 一、中央薬事審議会委員の任期に関する件
- 一、支払基金業務のコンピュータ導入に関する件
- 一、国立病院及び国立療養所における定員削減に関する件
- 一、社会保険診療報酬改定問題に関する件
- 一、医薬品副作用による被害者救済に関する件
- 一、精神障害者の人権と医療問題に関する件

調査報告書

労働問題に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿 社会労働委員長 粕谷 照美

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において次の事項について調査を行い、また同国会開会中及び閉会後において関係資料を収集する等鋭意調査

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録(その二) 調査報告書(継続事件)

に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査事項

- 一、夕張新炭鉱の災害に関する件
- 一、チチュウカイミバエに係る港湾労働者の就労と安全に関する件
- 一、六価クロム障害の労災補償適用問題に関する件
- 一、産業用ロボット導入に伴う雇用問題に関する件

一、夕張新炭鉱の災害に関する件
一、チチュウカイミバエに係る港湾労働者の就労と安全に関する件
一、六価クロム障害の労災補償適用問題に関する件
一、産業用ロボット導入に伴う雇用問題に関する件

調査報告書

農林水産政策に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

農林水産委員長 坂元 親男
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、農林水産政策に関する調査の一環として、第九十五回国会開会中において、左記事項に關し、農林水産大臣及び関係府当局者から説明を聴取し、質疑を行った。同国会開会中においては、主に関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたつており、調査を終了するに至らなかった。

記

- 一、八月の台風等による農林水産関係の被害状況等に関する件
- 一、市街化区域内の農地等に関する件
- 一、消費者米価及び政府所有米の保管管理状況等に関する件
- 一、チチュウカイミバエの防疫問題等に関する件
- 一、営林署の統廃合問題に関する件
- 一、スーパードラッグ店に伴う諸問題に関する件
- 一、農地転用許可等に関する件
- 一、沖縄県におけるさとうきび等甘味資源対策に関する件

調査報告書

産業貿易及び経済計画等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿
商工委員長 降矢 敬雄

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害に関する件、大規模小売店舗出店規制強化問題に関する件、中小企業対策に関する件、景気対策に関する件、新聞奨学生の雇用実態に関する件、アルミニウム産業及び紙パルプ産業の現況等に関する件等について政府関係者及び参考人に対し質疑を行い、北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害の実情調査のため委員を派遣した。

また、開会中及び閉会後において資料の収集整備に努める等調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

運輸事情等に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿
運輸委員長 桑名 義治

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において、青函トンネルの建設問題、新幹線の整備計画、特定地方交通線の廃止問題、大角トンネル工事事故の労災保険適用問題、国鉄の経営改善問題、国鉄の経営形態、タクシース会社の労働基準法違反問題、タクシース営業類似行為問題、空港における搭乗券発行方式、昭和五十七年度概算要求、運輸政

策審議会の答申、東京湾横断鉄道構想、外国人船員研修生の乗船問題等について質疑を行った。なお、閉会後においても、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿
通信委員長 勝又 武一

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において、日本電信電話公社の経営形態・データ通信の回線開放・高度情報通信システム構想・不正経理事件ならびに国際放送の拡充強化、郵便貯金の伸び率鈍化等の諸問題につき関係当局および参考人に対し質疑を行ったほか、横須賀電気通信研究所の視察を行った。

また、同国会閉会後においては、東海地方に委員派遣を行つて所管業務に関する実情を調査するとともに、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

建設事業並びに建設諸計画に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿
建設委員長 吉田 正雄

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、前国会開

会後に行つた委員派遣の報告を聴取するとともに、公営住宅の建設に関する件、国有林の整備と災害予防に関する件、建設業における談合問題に関する件、都市中小河川の洪水に関する件等について、建設大臣、国土庁長官、政府当局及び参考人に対し質疑を行った。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿
予算委員長 植木 光教

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中は、予算の執行状況に関する件について鈴木内閣総理大臣及び関係各大臣等に対し質疑を行った。閉会後においては、財政、金融、経済動向に関する資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)
右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

参議院議長 徳永 正利殿
決算委員長 和田 静夫

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中及び同国会開会中、表記の件に關し、昭和五十三年度決算の審査と並行し、鋭意資料の収集あるいは委員派遣を行う等、調査を進めてきたが、本件は、その対

象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

災害対策特別委員長 村沢 牧
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

当面の物価等対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

物価等対策特別委員長 高杉 勉忠
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中において当面の物価問題等に関する各種調査資料の収集のほか、物価事情調査のため視察を行った。

次いで、閉会中においては、委員を長崎県に派遣し、物価及び消費者行政について実地調査を行

つたほか、適宜関係資料の収集に努めたが、調査の対象が広範多岐にわたるため調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

公職選挙法改正に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

公職選挙法改正に関する特別委員長 安田 隆明
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中及び閉会後、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

科学技術振興対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

科学技術振興対策特別委員長 太田 淳夫
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、ライフ・

サイエンスに関する件、使用済み核燃料の再処理問題に関する件、昭和五十七年度の科学技術予算に関する件、鉱山保安技術研究に関する件、原子力安全行政に関する件及び原子力発電所の労働者の被曝問題に関する件等について科学技術庁長官及び政府関係当局に対し質疑を行った。

また、閉会後は、資料を収集整備する等鋭意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたっているため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

公害及び交通安全対策特別委員長 坂倉 藤吾
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本委員会は、第九十五回国会開会中、公害及び環境保全並びに交通安全対策に関し、知床横断道路の二酸化窒素汚染、合成洗剤の水質への影響・安全性・品質表示、大規模開発事業への対処、日高国定公園内の横断道路建設に対する環境庁の権限と対応、地熱開発と環境保全、経団連の環境規制緩和論、電源立地の手続き簡素化への対処、ディーゼル車の排ガス規制強化、公害医療の診療報酬改定、国立公害研究所の運営、国立公園レインジアーの処遇、環境アセスメント・湖沼両法案

の取扱い、中海淡水化の影響、二輪車の交通安全対策、道路交通環境の整備状況、運転免許証の有効期間の延長及び更新手続きの改善措置、自動車検査制度の改善、覚せい剤常習者に対する交通事故防止対策、交通遺児家庭の救済対策及び交通遺児育英会の運営状況等の諸問題について政府に対し質疑を行った。

また、公害防止・環境保全及び公害資源再利用に関する研究状況等の調査のため現地視察を行った。

右のほか、開会中及び閉会后、資料の収集を行う等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかった。

調査報告書

エネルギー対策樹立に関する調査(継続事件)

右の件については、調査を終わらなかった。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

エネルギー対策特別委員長 森下 泰
参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本特別委員会は、第九十五回国会開会中、北炭夕張炭鉱株式会社夕張新炭鉱における災害に関する件について、政府当局から報告を聴取し、さらに、同件に関する実情調査のため、北海道へ委員派遣を行った。

右のほか、開会中及び閉会中、関係資料の収集等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわ

昭和五十七年八月二十七日 参議院會議録追録(その一) 調査報告書(継続事件) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

六

たるため、調査を終了するに至らなかつた。

調查報告書

沖繩及び北方問題に關しての対策樹立に關する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長
大鷹 淑子

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本特別委員会は、第九十五回国会開会中及び開会後、沖縄及び北方問題に関して資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

調查報告書

国の安全保障に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和五十六年十二月十九日

安全保障特別委員長 加藤 武徳

参議院議長 徳永 正利殿

経過の概要

本特別委員会は、第九十五回国会開会中、防衛費に関する件、市民防衛に関する件、日米安全保障協議委員会と極東有事研究に関する件、機密保護法に関する件、日米共同演習に伴う漁業被害等に関する件、防衛戦略問題に関する件、日米安全

保障体制に関する件、防衛力の整備に関する件、対米武器技術輸出問題に関する件、戦域核問題に

関する件、日米防衛協力研究問題に関する件、対韓援助と安全保障問題に関する件等について園田外務大臣、大村防衛庁長官、政府委員、外務省、通商産業省及び消防庁当局に対し質疑を行った。

次いで、閉会後においては、資料の収集等に努

めたが、その対象が広範多岐にわたっているため、調査を終了するに至らなかった。

昭和五十六年十二月二十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

参議院議長 徳永 正利殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十四回国会の開会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十四回国会において、参議院で採択され内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

23

内閣受理件数
処理事決定件数

第九十四
回国会

一、〇三九件

一、〇三九件

件名	主管官	請願に対する処理要領
ソ連抑留中の強制労働に対する特別給付金の支給に関する請願（六十八件）（第一九一・二〇〇・二〇七・二〇八・二二一・二二二・二九四・三〇三・三〇七・三二一・三二七・三三三・三三八・三六一・四〇三・四〇四・四〇五・四〇六・四〇七・四〇八・四〇九・四一〇・四一一・四一二・四一三・四一四・四一五・四一六・四一七・四一八・四一九・四二〇・四二一・四二二・四八五・四八六・五〇四・五〇五・五〇六・五〇七・五一五・五一七・五九〇・六二六・六四二・六九七・二四五・二七三・二七七・二八二・二九四・二九四八・二九四九・二九五〇・二九五二・二九五三・二九五四・二九五五・二九五六・三〇三一・三一〇五・三一九一・三二七六・三三三三・三四〇八・三五六九・五〇七一号）	内閣官房	先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、ソ連抑留者についてのみ特別な措置を講ずることは、他の国民に対する処遇との均衡上、極めて困難である。なお、政府としては、昭和四十二年の「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」の制定をもって、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。
視覚障害者の国家公務員採用試験の点字受験制度化等に関する請願（六件）（第一一四五・一一四六・一一五四・一一六七・一一五〇・二二八六号）	同（人事院）	一 国家公務員採用試験は、通常、文書の起草、審査、記録、整理等文書を媒介として行われる各種の官庁業務を遂行する官職を対象として、これらの官職に必要な一般的能力の有無を判定するために行われているものであることから、通常の文書の判読及び作成に支障のある者について点字受験の制度を設けることは困難である。 なお、国家公務員の採用については、競争試験としての国家公務員採用試験によるほか、その者の資格、能力等に基づく選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験）による採用も行われており、視覚障害者についてもこの方法による採用の途が開かれていると

国際障害者年と障害者施策の充実
に関する請願(第二八三号)

総理府
(本府)

ころである。

視覚障害者を国家公務員として採用することが出来る職場は、おのずから限られているが、視覚障害者の職務遂行が可能と考えられる職場については、他の身体障害者と同様にできる限り、身体障害者雇用促進法の趣旨にそつて、その採用に努力してまいりたい。

二 国家公務員法第七十八条の規定は、公務の能率的運営を阻害することが明らかな一定の場合に、その意に反して職員を降任し、又は免職することが出来ることを定めているものであり、同条第二号は、心身の故障が原因となつて職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合に職員を降任し、又は免職することが出来ることとしているものである。したがつて、同条は、職員が「障害を受けたこと」そのものを理由に免職することを許す規定ではない。

なお、同号に基づく免職を行うに際しては、例えば心身の故障の程度を勘案した配置換その他の措置を考慮するなど、総合的な判断に基づいて行うものとしており、今後制度の趣旨にのつとり適正な運用を行うよう努めてまいりたい。

三 身体障害者雇用促進法では、国等については雇用率に満たない場合は、民間事業主の場合のように行政機関による計画作成命令を待たず、直ちに身体障害者採用計画を作成すべきことを各任命権者等に命じており、雇用義務が当然の前提とされている。

また、法定雇用率は民間事業主よりも高く定められているところである。

障害者施策については、従来より実効ある施策の推進に努力しているところであるが、現在、中央心身障害者対策協議会において国際障害者年を契機とする障害者施策についての国内長期行動計画の在り方の調査審議が進められて

戦後ソ連強制抑留者の恩給法上の
加算改定に関する請願(六十七件)

(第一七六・一九九・二〇五・二〇六・二一九・二二〇・二九五・三〇一・三〇六・三一七・三二六・三三〇・三三七・三六一・三八三・三八四・三八五・三八六・三八七・三八八・三八九・三九〇・三九一・三九二・三九三・三九四・三九五・三九六・三九七・三九八・三九九・四〇〇・四〇一・四〇二・四八三・四八四・五〇〇・五〇一・五〇二・五〇三・五一六・五八七・六二四・六四五・六九六・二二四六・二七三・二七九八・二八二一・二八二五・二八二六・二八二七・二八二八・二八二九・二八三〇・二八三一・二八三二・二八三三・二八三四・三〇三三・三一〇四・三一九三・三二七四・三三三二・三三三九・三三五六・五〇七三号)

旧中華航空株式会社従業員を恩給法令にいう外国特殊機関職員指定に関する請願(十件)(第三五〇・三五一・三五二・三六八・三七四・三七五・四五二・四五三・六四三・七七〇号)

旧満洲棉花協会等を恩給法による

いるので、この審議結果及び関係審議会等の意見をもちつ、今後更に一層実効ある施策の推進に努めてまいりたい。

ソ連強制抑留者に係る加算率を戦地と同様にすることについては、抑留加算は恩給制度上の特例的な措置として、辺陲地・不健康地加算等との均衡を考慮して抑留期間の一月につき一律に一月の割増措置を講ずることとしているものであつて、抑留者の個々の実態に応じてその割増率に差をつけることは適当でないと考える。

旧中華航空株式会社を外国特殊機関に指定してその職員としての在職期間を公務員としての在職年に通算することについては、恩給制度は公務員を対象とした年金制度であり、現在、特定の外国特殊機関の職員としての在職期間を通算することとしているのは、組織の性格、業務の内容、人事交流の態様等当該機関の実態を考慮した特例的な措置であるので、旧中華航空株式会社の実態に照らし、御趣旨のように措置することは適当でない。

旧満洲棉花協会、旧華北棉産改進会及び旧華

外国特殊機関指定に関する請願
(八件) (第六四一・一二九三・一
二九四・一三五四・一五〇五・一
六三一・三五七四・三六三六号)

重度重複戦傷病者に対する恩給不
均衡是正に関する請願(十三件)
(第二八一・二八二・三二二五
〇・三三〇一・三三一九・三四八
九・三五七二・三五九四・三七〇
八・四一三〇・四二二二・四二八
四・四六〇八号)

傷病恩給等の改善に関する請願
(三十七件) (第三五八二・三八二
九・三八九五・三九六七・三九六
七・三九六八・四〇五九・四〇六
〇・四〇六一・四〇六二・四〇六
三・四〇六四・四〇六五・四一七
四・四一七五・四一七六・四一七
七・四一七八・四一七九・四二八
五・四二八六・四二八七・四二八
八・四四四九・四四六〇・四四六
一・四四六三・四四六六・四四六
八・四四五五・四四五六・四七〇
一・四七〇二・四八三四・五〇九
三・五〇九九・五四三八号)

同

同

中棉産改進黨を外国特殊機関に指定してその職
員としての在職期間を公務員としての在職年に
通算することについては、恩給制度は公務員を
対象とした年金制度であり、現在、特定の外国
特殊機関の職員としての在職期間を通算するこ
ととしているのは、組織の性格、業務の内容、
人事交流の態様等当該機関の実態を考慮した特
例的な措置であるので、旧満洲棉花協会、旧華
北棉産改進黨及び旧華中棉産改進黨の実態に照
らし、御趣旨のように措置することは適当でな
い。

重複して重度障害を有する者に給する特別項
症の増加恩給の年額を両眼失明者(第一項症の
三割増)を基準として、その十割増以内の額と
することについては、傷病恩給全体の体系を崩
すこととなり、困難である。

一 扶助料の年額は、公務員が生前受けていた
恩給の種類、その死亡の原因等に応じて定め
られているものであり、公務員が重度戦傷病
者であるゆえをもつて更に扶助料の年額に特
別の措置を講ずることは適当でない。

なお、増加恩給受給者の遺族に支給する扶
助料については、その遺族の置かれている特
殊事情を考慮して逐年その改善に努めている
ところであり、昭和五十六年の法改正におい
てもその増額については特段の配慮をしてい
るが、今後とも適切に対処してまいりたい。

二 特別加給は、重症者優遇の趣旨から昭和三
十三年の法改正により設けられ、その後、他の
恩給との均衡を考慮しつつ、その増額を行っ
てきたところであり、昭和五十六年の法改正
においてもその額の改善を行ったところであ
るが、更にこれを増額することについては、
今後とも慎重に検討してまいりたい。

北方領土早期返還要求のための啓
発活動の展開に関する請願(第一
八五号)

同

三 重度戦傷病者に支給する傷病恩給を増額す
ることについては、重症者優遇の趣旨から特
別加給を設ける等その処遇の充実に配慮して
いるところであり、昭和五十六年の法改正に
おいても、基本年額の特段の引上げを行うと
ともに、特別加給の改善を行ったところであ
るが、今後とも適切に対処してまいりたい。
また、特別項症の増加恩給の割増率を更に引
き上げることについては、傷病恩給全体の体
系を崩すこととなり、困難である。

四 特別傷病恩給の年額の改善については、公
務傷病恩給と同様逐年その改善に努めている
ところであり、昭和五十六年の法改正におい
ても、その増額については特段の配慮をして
いるが、今後とも適切に対処してまいりた
い。

五 重度重複戦傷病者について、特別項症の増
加恩給の最高割増率七割という制限を撤廃
し、各症状等差の金額を合算したものを支給
することについては、傷病恩給全体の体系を
崩すこととなり、困難である。

「北方領土の日」の設定については、かねてか
ら各方面から要望があったところであり、政府
は、これらの動きにこたえ、民間有識者並びに
関係団体及び地方公共団体の代表者で構成され
る懇談会を設け、広く意見を徴した結果、「北
方領土の日」の設定は北方領土問題に対する国
民の関心と理解を一層深め、返還運動を更に盛
り上げるために意義があるとの意見を得て、昭
和五十六年一月六日の閣議了解により毎年二
月七日を「北方領土の日」とすることとした。二
月七日は、一八五五年(安政元年)、日露通好条約
の調印により日本とロシアの国境が択捉島と得
撫島の間に定められ、北方四島が我が国の領土
であることが両国間で初めて法的に確認された
日にちなんだものである。
政府は、この設定を契機として、北方領土返

身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制限廃止等に関する請願(二十一件)(第一二四〇・一五六七・一七〇五・一七八九・二四七七・二四八九・二六〇二・二六九七・二六九八・二八九四・三〇七一・三一二七・三一四六・三一六六・三二五二・三三六八・三三九一・三六六九・四一六三・四三〇二・四六一〇号)

自動車教習所における教習環境改善等に関する請願(十三件)(第一三九九・一四〇〇・一四八八・一五四七・一五六六・一七四八・一九三四・一九九五・二一〇〇・二六一九・三〇〇二・三八九六・四二二一号)

同(国家公務員会)

同

還運動のなお一層の全国的展開を図るため、啓発広報活動等所要の施策の充実に努める所存である。

一 警察署における車いす利用の身体障害者のための施設については、警察署を新築する際に、整備するように努めている。なお、既設の警察署についても、逐次改善するように努めてまいりたい。

また、身体障害者に対する更新時講習については、施設面で整備された場所を会場として選定し、特別の講習を実施するなどその利便について配慮しているところであるが、今後ともこの点について一層努めてまいりたい。

二 身体障害者の使用する車両に対する駐車禁止除外指定車標章の有効期間については、一年ないし三年と区々になつてゐるが、今後身体障害者の利便を図るため三年とするよう指導してまいりたい。

なお、同標章を自動車運転免許証更新の際に同時に更新交付することについては、今後の課題として検討を加えてまいりたい。

一(一) 道路の舗装については、道路整備五箇年計画に基づき、その整備を進めているところであり、この結果道路全体の舗装率は昭和三十年代初期において二パーセント程度であつたものが昭和五十四年度には簡易舗装を含め四十三パーセントに達している。今後、道路利用者の安全、円滑な通行に資するよう維持管理に留意しつつ整備の一層の促進を図つてまいりたい。

また、歩車道の分離については、交通安全施設等整備事業五箇年計画等に基づき整備を進めているところであり、今後も歩行者の安全確保のため、交通安全事業、改築事業等により歩道、自転車歩行者道の整備

を積極的に推進してまいりたい。

なお、都市部等における交通安全対策の一環として、幹線道路に平行する裏通り等について通過交通を抑制し、歩行者が安全かつ快適に通行できるよう自動車が低速でしか通行できない道路構造とした「コミュニティ道路」の整備を昭和五十六年度より実施しているところである。

(二) 道路標識の設置については、道路交通の安全の確保、沿道の居住生活環境の保全及び道路の有効利用という多様な目的を実現するためにきめ細かい交通規制を行うことが必要であるので、それぞれの交通規制の内容に応じたものとする必要がある。なお、これらの道路標識の明確性の確保には十分配慮してまいりたい。

(三) いわゆるミニバイクの交通事故防止については、その安全対策として従来から原付免許の取得段階にある者を対象とした技能講習、原付免許保有者を対象とした各種の交通安全教育、原付利用者のヘルメット着用指導、交差点での大型車による左折時の巻き込み事故防止のための二段停止線の設置などに努めているところであるが、今後ともこれら諸対策を一層充実強化してまいりたい。

(四) 教習用車両のブレーキ緩急装置の取付けについては、安全性の面で検討を要するので、同装置取付けの是非及び開発の可能性について関係機関に研究を委託したところである。

(五) 身体障害者の自動車教習については、指定自動車教習所に対する政府の指導により、多くの教習所において身体障害者用教習車両の配置、身体障害者用補助ブレーキの備付け、持込車両による教習の実施等の措置が進められており、年間約五千人の身体障害者が教習所を卒業しているところである。

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

一〇

自動車教習所の施設完備等に関する請願(第四六八一号)

同

ある。
都道府県ごとに国、地方自治体の助成で教習施設を設置することについては、今後における教習需要等を考慮しながら慎重に検討してまいりたい。
三 指定自動車教習所の指導カリキュラムについては、交通事情に適合するよう数次にわたって改善してきたところであるが、更に改善を図るため、学識経験者、教習所関係者等による教習内容研究プロジェクトを設置し、検討してまいりたい。

身体障害者の自動車教習については、指定自動車教習所に対する政府の指導により、多くの教習所において身体障害者用教習車両の配置、身体障害者用補助ブレーキの備付け、持込車両による教習の実施等の措置が進められており、年間約五千人の身体障害者が教習所を卒業しているところである。

都道府県ごとに国、地方自治体の助成で教習施設を設置することについては、今後における教習需要等を考慮しながら慎重に検討してまいりたい。

福島県の豪雪等災害対策に関する請願(第一三六五号)

同(国土庁)

一 天災融資法の発動並びに激甚法の指定については、昭和五十六年四月十七日に、「昭和五十五年十二月中旬から昭和五十六年三月上旬までの間の降雪等についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用に関する政令(昭和五十六年政令第三百三十号)」及び「昭和五十五年十二月中旬から昭和五十六年三月上旬までの間の降雪等についての激甚災害の指定及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十六年政令第三百三十二号)」を公布した。

二 被災農林水産業者及び中小企業者等に対する各種制度資金の融資枠の拡大、貸付限度額

の引き上げ及び融資条件の緩和並びに既借入金の償還期限延長等の措置については、次の措置を講じた。

(一) 被害農林漁業者に対しては、農林漁業金融公庫の自作農維持資金について、被害の程度、被害農業者の資金需要を踏まえた貸付限度額の引上げ及び融資枠の確保を図るとともに、主務大臣指定施設資金等における災害資金及び造林資金の円滑な融通に努めた。また、経営資金のつなぎ融資及び既貸付金の償還猶予等の措置について、関係金融機関等に対し依頼した。

(二) 被害中小企業者に対しては、政府系中小企業金融三機関の災害貸付制度の発動等の措置を機動的に実施するとともに、既往貸付金の返済猶予についても個々の企業の被災の実情に応じ適切かつ機動的な取扱いを行うよう指導した。また、今回の豪雪が最近では類例をみない規模であり、中小企業者の経営を著しく不安定にしている実情にかんがみ、昭和五十六年二月六日の閣議決定に基づき、豪雪の被害が特に大きい地域の中小企業者に対して、政府系中小企業金融三機関等の災害貸付の金利(現行年八・八パーセント等)を激甚災害の例に準じ、年六・〇五パーセント(特別被害者に対しては、年三・〇パーセント)に軽減する措置を講じた。なお、高度化資金による災害復旧資金の優先的貸付けを行う等の特別措置も講じた。

三 ビニールハウス等農業用施設の災害復旧についての特別の助成措置については、農業共済に係る共済金の早期支払いについて指導するとともに、個人施設について、主務大臣指定施設資金等の活用により、復旧の促進を図った。また、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく農林水産業共同利用施設災害復旧事業につ

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

いては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用し、補助の特例措置を講じたほか、農業用施設の災害復旧についても早期復旧に努めた。

四 激甚災害復旧造林の早期指定、折損木の整理に対する特別の助成措置並びに被害木の利用と販路の確保措置については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十一号)」により、激甚災害を受けた一定の地域における森林災害復旧事業に対する補助制度を創設したところである。今冬の降雪等による災害についてこれを適用し、森林災害復旧事業を実施し、倒木起こし、折損木の整理及び被害跡地造林を昭和五十六年度以降計画的に行っていくこととしたところである。また、折損木等の有効利用等を図るため、関係団体に対し、折損木等の処理について協力を要請し、折損木等の加工処理に当たって、小径木加工機械を導入する場合に、既存諸施策の活用を図るよう関係府県を指導した。

五 道路除雪費及び防雪事業費に対する国庫補助の大幅増額並びに市町村道路除雪費の国庫補助については、国、県道除雪事業費の昭和五十五年度の当初予算額が百八十六億円であったが、今冬の豪雪による除排雪経費の不足額が八十二億円となったため、これについて財源の確保を図った。また、市町村道路除雪事業費の補助については、臨時特例措置として特に積雪量が大である市町村についてその幹線市町村道の除排雪経費に対して事業費八十一億円(予備費による国費四十一億円)をもって平年除雪費をこえる費用について助成措置を講じた。

六 地方公共団体の除排雪経費等についての特別交付税の増額など特別の財政措置については、除排雪経費が多額にのぼる地方公共団体

法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員的大幅増員に関する請願(五件)(第六三七・六三九・六四〇・六五六・三五九五号)

法務省

婦人差別撤廃のため国籍法改正に関する請願(十二件)(第九九八・九九九・一〇一七・一〇二五・一〇二六・一一三三・一一二九・一四一八・一四一九・一四四七・一四八〇・一九六三号)

同

国籍法の改正に関する請願(四件)(第一四一七・一五六八・一七〇六・一八五六号)

同

婦人差別撤廃条約批准促進に関する請願(第八号)

外務省

について、所要経費の報告を求め、普通交付税措置額及び降雪量等を勘案のうえ特別交付税を交付したところである。

七 豪雪被害に対する税制上の優遇措置については、昭和五十六年度の税制改正において、所得税について、豪雪等災害に直接関連して支出された金額、例えば雪おろし費用等については年五万円を超える支出金額を雑損控除として所得控除できる措置を講じたところである。なお、豪雪等の災害により、住宅、家財につき二分の一以上の被害を受けた納税者については、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」により、所得税の軽減、免除を行うなどの措置を講じている。

法務局、更生保護官署及び入国管理官署については、従来から定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託にこたえるべく、国家財政の許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。

国籍法の改正については、去る十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

国籍法の改正については、去る十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

一 婦人差別撤廃条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としているところであり、

右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにみかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にし、できるだけ早い時期に批准しよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであるが、労働基準法研究会から雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策について審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基つき、現在男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。

今後、政府としてはその結論を踏まえ、婦人少年問題審議会審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 働く婦人の母性保護及び母性保障については、「婦人差別撤廃条約」においても求められているところである。これまで母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、すべての婦人を対象とする母性保障についてはこれまで母子保健法、児童福祉法

等に基づく各種の母性保護の施策を推進してきたところであり、今後とも、これらの施策の充実を図ってまいりたい。

四 老人、身体障害者及び病人の介護については、従来から関係施策の充実を努めているところである。

また、子供の保育についても、従来から施策の充実を努めてきたところであり、「婦人差別撤廃条約」との関連においても、今後とも保育需要等を勘案しつつその充実を図ってまいりたい。

五 「婦人差別撤廃条約」は、女子に対し、子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨定めている。出生子の国籍取得に関しては、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、去る十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

六 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

七 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進は、昭和五十二年一月に策定した「国内行動計画」の課題であり、特に政策決定への婦人の参加の促進については、同年十月に決定した「国内行動計画前期重点目標」において掲げ、その気運の醸成と関連施策の推進に努めてきたが、昭和五十六年五月に決定した「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」において、前期に引き続き、重点実施事項の一つに掲げたところであり、今後とも関連施策の一

同

ソ連地区抑留死亡者の遺骨送還に
関する請願(六十六件)(第一八六・
一九八・二一一・二二二・二二八・
二二九・二九七・三〇二・三〇八・
三三八・三三八・三三三・三三九・
三六三・四五七・四五八・四五
九・四六〇・四六一・四六二・四
六三・四六四・四六五・四六六・
四六七・四六八・四六九・四七
〇・四七一・四七二・四七三・四
七四・四七五・四七六・四七七・
四七八・四七九・四八七・四八
八・四八九・五一八・五九三・六
二八・六四七・六九八・七四八・
二七三六・二七九九・二八二三・
三〇三八・三〇九二・三〇九三・
三〇九四・三〇九五・三〇九六・
三〇九七・三〇九八・三〇九九・
三二〇〇・三二〇一・三二〇八・
三二九七・三二八一・三三三八・
三五六一・五〇七七号)

層の推進を図ってまいりたい。

ソ連地区抑留死亡者の遺骨送還については、ソ連との国交回復後もなく、外交ルートを通じて正式にソ連側にその実現方申し入れた。しかし、ソ連側は、風俗習慣の違い及び技術的な困難を理由に難色を示し実現するに至らなかったが、その後ソ連は、唯一の例として昭和三十三年に故近衛文隆氏の遺骨送還に応じた経緯がある。

他方、政府はかねてより、ソ連地区抑留死亡者が埋葬されている墓地に関する資料の提供方ソ連側に申し入れてきているが、昭和十四年から同四十九年までの間にソ連側より埋葬箇所二十六箇所、埋葬人員三千九百五十七名について資料の提供があった。ソ連からの帰還者の報告等によれば、この他にも埋葬地があるものと推定され、政府は、これらの実態を明らかにするよう機会ある毎にソ連側に対し調査及び資料の提供方を請しているが、ソ連側は、右二十六箇所以外には何らの情報も有しない旨回答してきている。

政府は、遺骨収集の困難な状況にかんがみ、これにかえて政府ペースによるソ連側より通報のあった箇所への墓参を実施しており、これまで合計二十一箇所について実施した。しかし、他の五箇所については、毎年の我が国の許可要請に対し、ソ連側は、現在に至るまでこれを許可するに至っていない。

かかる状況の中で、昭和五十四年自由民主党青年部海外研修訪ソ団がソ連側に対し遺骨収集の実現につき協力方を要請したところ、ソ連側は、日本政府から要請があれば検討する旨回答した。

これをうけて政府は、外交ルートを通じソ連側に正式に申し入れを行ったが、昭和五十五年ソ連側は、日本側の要請は実現不可能であり受け入れることができない旨回答した。

同

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に
関する請願(十八件)(第九九六・
九九七・一〇一六・一〇二七・一
〇二八・一一二八・一二二四・一
四二〇・一四二一・一四五二・一
四八二・一六四〇・一七九〇・一
九〇〇・一九五四・一九九六・一
九九七・二二八〇号)

なお、昭和五十六年も同様の申し入れを行ったが、ソ連側は、実現不可能との回答を既に行っているとして、本件についてのソ連側の態度には依然として変化はみられない。政府としては、本件遺骨収集及び墓参の実現については、今後とも引き続き努力していく所存である。

一 婦人差別撤廃条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としていっているところであり、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にし、できるだけ早い時期に批准しよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであるが、労働基準法研究会から雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策について審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基づき、現在男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。

今後、政府としてはその結論を踏まえ、婦人少年問題審議会審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 働く婦人の母性保護及び母性保障については、「婦人差別撤廃条約」においても求められているところである。これまで母性保護につ

いては、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。また、すべての婦人を対象とする母性保障についてはこれまで母子保健法、児童福祉法等に基づく各種の母性保護の施策を推進してきたところであり、今後とも、これらの施策の充実を図ってまいりたい。

四 老人、身体障害者及び病人の介護については、従来から関係施策の充実を努めているところである。

また、子供の保育についても、従来から施策の充実を努めてきたところであり、「婦人差別撤廃条約」との関連においても、今後とも保育需要等を勘案しつつその充実を図ってまいりたい。

五 「婦人差別撤廃条約」は、女子に対し、子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨定めている。出生子の国籍取得に関しては、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、去る十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

六 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応ぶり等をも調査するなど

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に

関する請願(二十五件)(第一〇六七・一三三九・一四〇一・一四二二・一四八一・一五二四・一五四八・一五七四・一六〇〇・一六二二・一六四七・一七〇三・一七四九・一七七五・一七九一・一八五八・一九四〇・二二二〇・二三七八・二五六八・三八三〇・三九九二・四六四七・四七六七・五〇七八号)

同

七 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進は、昭和五十二年一月に策定した「国内行動計画」の課題であり、特に政策決定への婦人の参加の促進については、同年十月に決定した「国内行動計画前期重点目標」において掲げ、その気運の醸成と関連施策の推進に努めてきたが、昭和五十六年五月に決定した「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」においても、前期に引き続き、重点実施事項の一つに掲げたところであり、今後とも関連施策の一層の推進を図ってまいりたい。

一 婦人差別撤廃条約批准のため、国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としていたところであり、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にし、できるだけ早い時期に批准しよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであるが、労働基準法研究会から雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の両検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策について審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方にに基づき、現在男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。今後、政府としてはその結論を踏まえ、婦

人少年問題審議会審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 働く婦人の母性保護及び母性保障については、「婦人差別撤廃条約」においても求められているところである。これまで母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、すべての婦人を対象とする母性保障についてはこれまで母子保健法、児童福祉法等に基づく各種の母性保護の施策を推進してきたところであり、今後とも、これらの施策の充実を図ってまいりたい。

四 老人、身体障害者及び病人の介護については、従来から関係施策の充実を努めているところである。

また、子供の保育についても、従来から施策の充実を努めてきたところであり、「婦人差別撤廃条約」との関連においても、今後とも保育需要等を勘案しつつその充実を図ってまいりたい。

五 「婦人差別撤廃条約」は、女子に対し、子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨定めている。出生子の国籍取得に関しては、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、去る十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

六 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互

北方領土問題等の解決促進に関する請願(第二八二号)

同

の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

七 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進は、昭和五十二年一月に策定した「国内行動計画」の課題であり、特に政策決定への婦人の参加の促進については、同年十月に決定した「国内行動計画前期重点目標」において掲げ、その気運の醸成と関連施策の推進に努めてきたが、昭和五十六年五月に決定した「婦人に関する施策の推進のための『国内行動計画』後期重点目標」においても、前期に引き続き、重点実施事項の一つに掲げたところであり、今後とも関連施策の一層の推進を図ってまいりたい。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、歴史的にもまた法的にも我が国固有の領土であり、その祖国復帰は、広く国民の願望であるにも拘らず、戦後三十六年を経た今日なおソ連の不法な占拠の下に置かれていることは誠に遺憾である。

更に、最近の北方領土におけるソ連の軍備強化の動きは、政府・国民とも重大に受けとめざるを得ないものである。

政府としては、あらゆる機会をとらえてソ連側に対し北方領土における軍事施設の速やかな撤去を強く求めるとともに、日ソ間に真の友好善隣関係を確立するためには、北方領土問題の解決が不可欠である旨伝え、粘り強く対ソ折衝を続けてきている。

最近では、去る九月二十二日園田外務大臣が、第三十六回国連総会一般討論演説において、昨年に引き続き、北方領土におけるソ連の

軍備強化にも言及しつつ、日ソ両国間の最大の懸案たる北方領土問題を直接とりあげ、この問題に対する我が国の基本的立場を広く国際世論に訴えた。

翌二十三日園田外務大臣は、ニューヨークにおいてグロムイコ外相と会談し、北方領土問題について、一九七三年の田中総理訪ソ時の共同声明にも言及しつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべきである旨を強調した。

又、同会談では、今後とも日ソ間の対話を行う必要性について原則的合意をみたところ、政府としては、かかる対話を通じて北方領土に関する我が国の立場を明確に貫き、粘り強い対ソ折衝を行っていく所存である。

他方、政府は、昭和五十五年十一月二十八日衆参両院において「北方領土問題等の解決促進に関する決議」が採択されたこと等を踏まえて、昭和五十六年一月六日の閣議で、「二月七日」を「北方領土の日」とすることを決めた。この「北方領土の日」の設定に見られるように北方領土の早期返還を求める国民世論はかつてない盛り上りを見せている。政府としては、領土返還運動のなお一層の全国的展開を図るため今後とも啓発・広報活動等所要施策の充実につとめる所存である。

北方地域旧漁業権者及び元居住者等に対する援護措置については、これらの方々が置かれている特殊な地位等にかんがみ、政府は、これらの方々が営む事業及び生活に必要な資金を低利で融通する道を講じてきており、昭和五十六年度予算においては、融資枠を前年度に引き続き十億円に拡大する措置を講じる等の措置をとっている。

北方領土隣接地域の振興については、同地域は、領土問題が未解決のために、望ましい地域社会の発展が阻害されるという特殊な事情の下におかれているが、政府としては、北方領土返還を実現するためには、返還運動の拠点である

北方領土の早期返還実現等に関する請願(第一六三〇号)

同

この地域の活力の維持発展、地域の安定等に関する施策を推進する必要があると考え、この問題に積極的に取り組むため、昭和五十五年十二月に関係省庁の連絡会議を設置し、安定振興策について所要の施策を推進している。今後とも、同地域の安定振興策については連絡会議の場を通じて地元の要望を十分に踏まえ、積極的に対処して行く所存である。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、歴史的にもまた法的にも我が国固有の領土であり、その祖国復帰は、広く国民の願望であるにも拘らず、戦後三十六年を経た今日なおソ連の不法な占拠の下に置かれていることは誠に遺憾である。

更に、最近の北方領土におけるソ連の軍備強化の動きは、政府・国民とも重大に受けとめざるを得ないものである。

政府としては、あらゆる機会をとらえてソ連側に対し北方領土における軍事施設の速やかな撤去を強く求めるとともに、日ソ間に真の友好善隣関係を確立するためには、北方領土問題の解決が不可欠である旨伝え、粘り強く対ソ折衝を続けてきている。

最近では、去る九月二十二日園田外務大臣が、第三十六回国連総会一般討論演説において、昨年に引き続き、北方領土におけるソ連の軍備強化にも言及しつつ、日ソ両国間の最大の懸案たる北方領土問題を直接とりあげ、この問題に対する我が国の基本的立場を広く国際世論に訴えた。

翌二十三日園田外務大臣は、ニューヨークにおいてグロムイコ外相と会談し、北方領土問題について、一九七三年の田中総理訪ソ時の共同声明にも言及しつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべきである旨を強調した。

又、同会談では、今後とも日ソ間の対話を行う必要性について原則的合意をみたところ、政

北方領土の返還促進に関する請願
(第二三六六号) 同

府としては、かかる対話を通じても北方領土に関する我が国の立場を明確に貫き、粘り強い対ソ折衝を行っていく所存である。

他方、政府は、昭和五十五年十一月二十八日衆参両院において「北方領土問題等の解決促進に関する決議」が採択されたこと等を踏まえて、昭和五十六年一月六日の閣議で「二月七日」を「北方領土の日」とすることを決めた。この「北方領土の日」の設定に見られるように北方領土の早期返還を求める国民世論はかつてない盛り上りを見せている。政府としては、領土返還運動のなお一層の全国的展開を図るため今後とも啓発・広報活動等所要施策の充実につとめる所存である。

北方地域旧漁業権者及び元居住者等に対する援護措置については、これらの方々が置かれている特殊な地位等にかんがみ、政府は、これらの方々が営む事業及び生活に必要な資金を低利で融通する道を講じてきており、昭和五十六年度予算においては、融資枠を前年度に引き続き十億円に拡大する措置を講じる等の措置をとっている。

北方領土隣接地域の振興については、同地域は、領土問題が未解決のために、望ましい地域社会の発展が阻害されるという特殊な事情の下におかれているが、政府としては、北方領土返還を実現するためには、返還運動の拠点であるこの地域の活力の維持発展、地域の安定等に関する施策を推進する必要があると考え、この問題に積極的に取り組むため、昭和五十五年十二月に関係省庁の連絡会議を設置し、安定振興策について所要の施策を推進している。今後とも、同地域の安定振興策については連絡会議の場を通じて地元の要望を十分に踏まえ、積極的に対処して行く所存である。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、歴史的にもまた法的にも我が国固有の領

北方領土の返還に関する請願 (第二七一六号) 同

土であり、その祖国復帰は、広く国民の願望であるにも拘らず、戦後三十六年を経た今日なおソ連の不法な占拠の下に置かれていることは誠に遺憾である。

更に、最近の北方領土におけるソ連の軍備強化の動きは、政府国民とも重大に受けとめざるを得ないものである。

政府としては、あらゆる機会をとらえてソ連側に対し北方領土における軍事施設の速やかな撤去を強く求めるとともに、日ソ間に真の友好善隣関係を確立するためには、北方領土問題の解決が不可欠である旨伝え、粘り強く対ソ折衝を続けてきている。

最近では、去る九月二十二日園田外務大臣が、第三十六回国連総会一般討論演説において、昨年に引き続き、北方領土におけるソ連の軍備強化にも言及しつつ、日ソ両国間の最大の懸案たる北方領土問題を直接とりあげ、この問題に対する我が国の基本的立場を広く国際世論に訴えた。

翌二十三日園田外務大臣は、ニューヨークにおいてグロムイコ外相と会談し、北方領土問題について、一九七三年の田中総理訪ソ時の共同声明にも言及しつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべきである旨を強調した。

又、同会談では、今後とも日ソ間の対話を行う必要性について原則的合意をみたところ、政府としては、かかる対話を通じても北方領土に関する我が国の立場を明確に貫き、粘り強い対ソ折衝を行っていく所存である。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、歴史的にもまた法的にも我が国固有の領土であり、その祖国復帰は、広く国民の願望であるにも拘らず、戦後三十六年を経た今日なおソ連の不法な占拠の下に置かれていることは誠に遺憾である。

更に、最近の北方領土におけるソ連の軍備強

化の動きは、政府・国民とも重大に受けとめざるを得ないものである。

政府としては、あらゆる機会をとらえてソ連側に対し北方領土における軍事施設の速やかな撤去を強く求めるとともに、日ソ間の真の友好善隣関係を確立するためには、北方領土問題の解決が不可欠である旨伝え、粘り強く対ソ折衝を続けてきている。

が、第三十六回国連総会一般討論演説において、昨年引き続き、北方領土におけるソ連の軍備強化にも言及しつつ、日ソ両国間の最大の懸案たる北方領土問題を直接とりあげ、この問題に対する我が国の基本的立場を広く国際世論に訴へた。

翌二十三日園田外務大臣は、ニューヨークにおいてグロムイコ外相と会談し、北方領土問題について、一九七三年の田中総理訪ソ時の共同声明にも言及しつつ、領土問題を解決して平和条約を締結すべきである旨を強調した。

又、同会談では、今後とも日ソ間の対話を行う必要性について原則的合意をみたところ、政府としては、かかる対話を通じても北方領土に関する我が国の立場を明確に貫き、粘り強い対ソ折衝を行っていく所存である。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、私立大学等経常費補助金の主要な積算項目はすでに二分の一になっている。

三 私立学校の教員の増員及び施設・設備の整備・拡充については、その設置者である学校

五三八・五六七・六三八・六四六・
六八一・六九〇・六九五・七〇〇・
七〇九・七一二・七二六・七三三・
七三五・七七七・八五二・八九七・
九二四・九四三・九六四・一〇〇〇・
三一三〇一・二四六五・二四七
三・二五三四・二五七二・二六〇
六・二六五〇・二七四〇・二八五
五・二八九九・三〇〇五・三〇五
二・三一八四・三二〇五・三二二〇
六・三二四三・三二五四・三二八
六・三四四〇・三五五九・三五七
六・三五九六・三六〇八・三六六
八・三七〇四・三七四六・三七八
九・三八六七・三九六〇・四〇二
二・四一一二・四一三七・四二四
四・四三九九・四四四八・四六二
七・四八四五・四八六三・五〇五
九・五一五一・五二二六・五三七
九・五四一三号)

大幅な私学助成に関する請願（第三二五号）

法人が自主的に行うものである。なお、教員についてはその給与等を経常費補助の対象としており、また施設・設備の整備資金については日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行っており、年々これらの充実を図っているところである。

四 過疎地帯の私立高等学校については、昭和五十三年度以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎県の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図っているところである。

五 高校生の急増に対処するため、昭和五十一年度から私立高等学校新增設建物整備費補助金を計上し、年々その拡充を図っているところである。

六 日本育英会奨学金の貸与月額、貸与人員に
ついては、かねてからその拡充に努めてきた
ところであるが、今後の拡充については、財
政事情等をも勘案しつつ、慎重に対処してま
いりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々拡充を図ってきたところであり、私立大学等経常費補助金の主要な積算項目にすでに二分の一になっており、緊急の財源措置を行うことは考えていない。

二 私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法及び同法施行令等に基づき、各学校法人に対しこの補助金の交付を行う日本私学振興財団が各大学の教育条件等を勘案した配分基準を定め、各大学ごとの交付額を決定しているところである。

現行の補助金の配分方法は、私立学校振興助成法の趣旨に沿った適切かつ妥当なものと考えている。

三 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中

私学に対する大福庫庫助成等に関する請願(百八件) (第三・七・一八・一九・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三五・三六・四二・四三・一〇一・一〇三・一〇九・一一〇・一一一・一一二・一一九・一二八・一三〇・一三四・一五三・一五四・一五五・一五七・一九二・一九三・一九四・一九五・二〇四・二〇九・二一七・二七〇・二九一・二九八・二九九・三〇〇・三一一・三三三・三六六・

文
部
省

小学校学習指導要領における森
林・林業教育復活に関する請願
(二件)(第五七〇・五八五号)

同

心に年々拡充を図ってきたところであり、授業料等学費に対する直接的な助成を行うことは考えていない。

日本育英会奨学金の貸与月額、貸与人員については、かねてからその拡充に努めてきたところであるが、今後の拡充については、財政事情等をも勘案しつつ、慎重に対処してまいりたい。

四 私立学校の施設・設備の整備については、その設置者である学校法人が自主的に行うものであり、施設費に対する補助を行うことは考えていない。

なお、施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期低利の貸付けを行っており、年々その充実に図っているところである。

五 過疎地の私立高等学校については、昭和五十三年以降、私立高等学校等経常費助成費補助金に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その拡充を図っているところである。

なお、過疎地の私学に対する利子補給を行うこと及び過疎地以外のものに対する特別な助成等を行うことは考えていない。

小学校学習指導要領においては、教科内容を精選する観点から、産業に関する学習については、各種の産業を網羅的に取り扱うことをやめ、我が国の食料生産と工業生産に視点を置いて、農業、工業、水産業を重点とした。しかし、その他の産業についても、地域の実態に応じて適宜取り上げることとしているので、小学校社会科の教科書においても林業に関する記述はなされており、現在これに従って林業に関する教育が行われているところである。

また、森林の重要性を理解させる教育については、小学校社会科の第四学年の資源の確保及び第五学年の国土の特色並びに小学校理科の第

婦人差別撤廃のため教育の男女不
平等是正に関する請願(七十五件)

(第一〇〇〇・一〇〇一・一〇一五・
一〇三〇・一〇三一・一〇三二・
一〇五〇・一一一一・一一六八・
一六九・一二〇九・一二一〇・
一二一一・一二二一・一二六五・
二六六・二六七・二六五・
三三四・三三五・三六三・
三八四・三八五・四二四・
四二五・四四九・四六四・
四八四・五一八・五一五・
五五二・一五七九・一六五〇・
九五〇・一九六九・一九九八・
二〇五七・二一一七・二二七七・
二五三・二四〇〇・二四六三・
四七二・二五七一・二六二〇・
六七一・二七二〇・二七五三・
七五四・二八四・三〇二四・三
〇四三・三一七・三三三・三
三九四・三四一〇・三四七三・
五六〇・三六二三・三六三三・
七〇六・三七四五・三八二二・
八六八・三八七五・三八八七・
九六二・四一〇三・四一三六・
一五八・四二二二・四二四三・
三一七・五一五八・五三九六号)

同

教育における男女平等に関する請
願(四件)(第一四二三・一五五七・
一七〇一・一八六〇号)

六学年の植物の成長と環境のそれぞれの学習の中で取り上げることとしているが、この点について、今後とも一層充実した教育が行われるよう配慮しつつ指導してまいりたい。

現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が

公立大学助成拡充に関する請願
(二件)(第二五八五・三〇一八号)

同

民間保育事業振興に関する請願
(六十件)(第一・五・六・一六・

厚生省

三二・三四・三八・三九・四五・
四六・一〇〇・一〇四・一〇五・
一〇七・一〇八・一一三・一一四・
一一五・一二二・一二三・一二四・
一三五・一三九・一四〇・一四一・
一四二・一五八・一六〇・一六一・
一六二・一六三・一六五・一六六・
一六七・一九六・二一〇・二一八・
二二六・二七二・二七三・二七四・
二九三・三一三・三三三・三三五・
三三六・三四一・三五五・三六七・
五二二・五九五・七二〇・七五五・
七五六・二五三六・二五六九・二
六一四・二六二三・三三二〇・三
五四五号)

問題ないかどうか条約の解釈について検討を行
っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後
の対応ぶり等をも調査するなどして、なお検討
してまいりたい。

公立大学(短期大学を含む。)に要する経費
は、その設置者が負担すべきところであるが、
国の教育政策上特に必要なものとして医科大学
等経常費補助、公立医科大学特別整備補助、看
護大学等経常費補助、設備整備費補助及び芸術
大学学生特別経費補助等について国の助成を行
い、公立大学の整備充実及び教育研究の質的向
上に努めているところである。

一 保母等の勤務条件の改善については、従来
から特に配慮しているところであり、昭和五
十六年度においては、保育所の運営費の中に
業務省力化等勤務条件改善費を新設し、保母
等の勤務時間の短縮を図ることとしたところ
である。

二 児童福祉法は、保育所において児童の保育
に要する経費は児童の扶養義務者がその全額
を負担することを原則とし、扶養義務者にそ
の能力がなく負担が困難と認められる場合に
は、その一部又は全部を国及び地方公共団体
が負担することとしている。すなわち、生活
保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはそ
の徴収を行わず、それ以上の所得階層に対し
ては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、
毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用
徴収を行っているところである。今後とも適
正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

三 民間保育所に事務職員を配置することにつ
いては、昭和五十二年及び昭和五十四年度
に対象施設の拡大を図ったが、昭和五十五
年度においても対象施設を九十一人規模以上の
ものから六十一人規模以上のものにまで拡大
したところである。

障害者の福祉拡充及び社会復帰に
関する請願(第二二号)

同

四 保育所の運営費は、施設の定員規模、地
域、児童の年齢等により異なるため、これら
の諸経費を措置児童一人当たり換算し、現
員に応じて支弁することとしており、これを
改めて定員定額制にすることは考えていな
い。

五 児童福祉施設最低基準については、昭和二
十三年に制定されて以来数次にわたる改正を
行ってきたところである。今後とも実情に沿
うよう検討してまいりたい。

六 保育所入所児童に係る処遇費については、
物価上昇等に応じて毎年その改善を図ってい
るところであるが、昭和五十六年度におい
ても一般生活費、児童用採暖費の引上げを行
ったところである。今後ともその適正な水準の
確保に努めてまいりたい。

七 民間保育所の運営費については、毎年措置
費の充実に努めるとともに、民間施設給与等
改善費により対処している。また、民間保育
所の整備費については、民間老朽施設に対す
る社会福祉事業振興会による無利子貸付け等
の配慮を行っているところである。このため
民間施設振興費の新設を行うことは考えてい
ない。

八 過疎地域については、要保育児童数の状
況、市町村の財政事情等から通常の保育所の
設置が困難であることにかんがみ、小規模保
育所制度の適用を行うとともに、認可保育所
の整備についての補助率のかさ上げを行っ
てきたところである。今後ともこれらの施策の
充実を図ってまいりたい。

障害者の福祉施策として、地域の実情に応じ
た各種施策がそれぞれの地方公共団体で実施さ
れており、政府も従来から、これらの障害者福
祉対策に対する国庫補助の充実等に努めてきた
が、国際障害者年を契機として今後ともその充
実に努めてまいりたい。

保育振興対策等に関する請願(三十八件)(第一四・一五・四七・四八・一一六・一一七・一二五・一二六・一二七・一四三・一四四・一四五・一四六・一四七・一四八・一四九・一五〇・一五一・一五二・一六四・一六八・一六九・一八九・一九七・二〇三・二二三・二二六・二三五・二三一・三四二・三四四・三四五・三五六・四五四・五四八・七〇五・七二一・七三六号)

同

社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願(六件)(第二〇・三三・三七・一〇六・七七八・五二二七号)

同

保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(十二件)(第四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇号)

同

一 保育所措置費については、従来からその改善に努めているところである。今後とも実情を踏まえ、適正な水準の確保に努めてまいりたい。

二 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来数次にわたる改正を行ってきたところである。今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

三 保育所における職員の労働条件の改善については従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。昭和五十六年度においても、業務省力化等勤務条件改善費を新設し、職員の勤務時間の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所職員の専門職化については、保育所の機能と役割を十分遂行しうる優れた資質と高い専門性を有する保育所職員を確保することの重要性にかんがみ、従来から保育所職員の養成研修制度の改善充実等を図ってきたところであるが、保育所職員の身分・免許制度の問題は、他の社会福祉施設従事職員等との関連もあり、なお慎重な検討を要する問題であると考えている。

診療報酬については、技術料の適正評価、保険外負担の解消等を図るため、昭和五十六年六月一日からその改定を実施したところである。

一 保育所の建設については、その需要を勘案しつつ、その整備に努めてきたところである。今後は、要保育児童数を勘案しながら、保育所の不足している地域に重点を置いてその整備に努めてまいりたい。

二 保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行っているところである。

り、今後ともその改善に努めてまいりたい。

三 無(未)認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。特に、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

四 へき地保育所については、昭和五十六年度において、保母の給与を引き上げるとともに、定員七十人以上の規模の施設については保母を二人から三人に増員するなど改善を図ったところであり、今後とも実情を勘案しながら改善に努めてまいりたい。

五 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行っているところである。

六 三歳以上児に完全給食を実施することについては、施設整備費や運営費に多額の財政負担を要するなど問題が多く、現在のところこれに踏みきる考えはない。

七 保育所運営費については、従来から改善に努めてきており、昭和五十六年度においても所要の改善措置を講じたところである。今後とも、運営費の改善に努めてまいりたい。

八 (一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保母の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保母定数のほかに保母の加配の措置を講じているところである。また、都市及びその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域については延長保育特別対策を実施することとしたところである。

る。今後これらの対策の充実に努めてまいりたい。

(二) 障害児の保育対策については、昭和四十九年度から助成措置を講じているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

(三) 医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適当と考えている。なお、入院患児についても特別の措置を講じることは考えていない。

九 乳児保育については、乳児は、疾病、事故等に対して無力であり、また、この時期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であるため、乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものであり、まず、育児休業(産)制度等母親自ら保育しうるような条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立つて昭和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年、昭和五十四年度に引き続き、昭和五十六年度においても対象の拡大を図ったところである。今後とも乳児保育の特性を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

十 保育所における職員の労働条件の改善については、従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。昭和五十六年度においても、業務省力化等勤務条件改善費を新設し、職員の勤務時間の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所等における労働基準法違反の防止、職業性疾病の防止のための監督指導を重点的に行っており、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、当該疾病が保育業務に起因して生じたものと認められれば保険給付を行っているところである。

なお、保育所職員の給付については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

十一 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく、負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしているので、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

十二 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、当面、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。

十三 児童厚生施設については、児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図ってきており、昭和五十六年度予算に

保育所の大量増設等に関する請願
(十二件) (第八八・八九・九〇・
九一・九二・九三・九四・九五・
九六・九七・九八・九九号)

同

においても児童館・児童センターをそれぞれ七十箇所新設するとともに運営費の引上げを行ったところである。

十四 児童手当制度については、第九十五回国会で成立した行革関連特例法において、所得制限及び給付に関し、三年間の特例措置が講じられたところである。

児童手当制度の在り方については、従来から様々な意見が出されており、また、同法において児童手当制度の検討が明記されているので、各方面からの意見を踏まえて制度全般について検討を行い、三年後を目途として所要の措置を講ずることとしている。

一 保育所の建設については、その需要を勘案しつつ、その整備に努めてきたところである。今後は、要保育児童数を勘案しながら、保育所の不足している地域に重点を置いてその整備に努めてまいりたい。

二(一) 乳児保育については、乳児は、疾病、事故等に対して無力であり、また、この時期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であるため、乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものであり、まず、育児休業(職)制度等母親自ら保育しようとする条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立つて昭和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年度、昭和五十四年度に引き続き、昭和五十六年度においても対象の拡大を図ったところである。今後とも乳児保育の特性を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

(二) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保育の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保育定数のほかに保育の加配の措置を講じているところである。また、都市及びその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域については延長保育特別対策を実施することとしたところである。今後これらの対策の充実に向けてまいりたい。

三 保育需要については、地方公共団体を通じて、その把握に努めているところである。また、昭和五十五年度にはベビーホテルの実態調査及び一斉点検を実施したところである。

四 無認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。特に、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

事業所内保育所については、企業自体の必要性から出発したものであるといえ、児童の福祉の向上を図るため児童福祉法による保育所における同様の適切な処遇が確保される必要がある。このため、その整備に要する資金について融資を行っているほか、昭和四十九年度からは、保育内容の充実を図るため、都道府県職員による巡回指導等及び保育の研修会の実施に要する経費について助成を行っている。

また、昭和五十三年度からは、児童手当制度に福祉施設制度が創設され、その一環として事業所内保育施設の整備及び指導事業についても助成を行っているところである。

五 へき地保育所については、昭和五十六年度において、保育の給与を引き上げるとともに

国民健康保険財政の強化に関する請願(第一八八号)

国民健康保険に対する国庫助成費は、昭和五十六年度予算において二兆三千七百七十五億円に達しており、現在の厳しい財政状況の下では、国庫助成を現行水準以上に増額することは極めて困難である。

児童保育の制度化等に関する請願(十二件)(第二四一・二四二・二四三・二四四・二四五・二五二・二五三・二五六・二六二・二六五・二六六・二七七号)

一 留守家庭児童対策(児童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては児童館等の整備の現状を勘案し、当面、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。

二 児童厚生施設については、児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図ってきており、昭和五十六年度予算においても、児童館・児童センターをそれぞれ七十箇所新設するとともに運営費の引上げを行ったところである。

三 各種の社会教育活動、体育・スポーツ活動の場を提供するため、公民館、図書館等社会教育施設の整備、水泳プール等体育施設の整備、市町村の学校体育施設開放事業の推進等に努めるとともに、子どもが安全かつ快適に利用することができる児童公園、近隣公園等の都市公園の整備を推進してまいりたい。

一 腎不全患者のための医療機関としては、特定の国立病院及び国立療養所を診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等として整備してきたところである。また、国立佐倉療養所を昭和五十四年度から国立病院に組織替えし、腎移植に関する我が国の中核的病院として整備を進めているところである。

二 検尿については、現在成人病の健康診査、

に、定員七十人以上の規模の施設については保母を二人から三人に増員するなど改善を図ったところであり、今後その実情を勘案しながら改善に努めてまいりたい。

なお、過疎地域、過密地域等においては、その地域の特長性を考慮して小規模保育所制度を適用しているところである。

引揚者に対しては、帰国時の上陸地において、日本の社会の現状や、公的機関の窓口の紹介等についてのオリエンテーションを実施するとともに、引揚者の家庭に引揚者生活指導員を派遣して、生活習慣等の指導と生活上の各般にわたる相談に応じることとしている。

このほか帰還手当の支給、日本語習得のための語学教材の支給、教育、職業訓練、職業紹介、住宅のあっせん等を行っており、また、生活困窮者に対しては、生活扶助等の措置を講じ、引揚者がそれぞれの定着先において環境に見合った現実的な生活設計の下に一日も早く安定した社会生活が営まれるよう措置しているところである。

今後においても、更に定着化を推進するためのこれらの施策の充実強化を図ってまいりたい。

腎炎、ネフローゼ等の腎疾患については、昭和四十八年度から研究班を組織し、その成因、治療法及び予防法について鋭意研究を推進しているところである。

また、腎不全患者のための医療機関としては、特定の国立病院及び国立療養所を診療、臨床研究及び研修の各機能を有する難病基幹施設等として整備してきたところである。また、国立佐倉療養所を昭和五十四年度から国立病院に組織替えし、腎移植に関する我が国の中核的病院として整備を進めているところである。

未帰還帰国者特別援護措置に関する請願(三件)(第一二七・一二三〇・一二六一二号)

国立腎センター設立に関する請願(七件)(第一三八・一四四三・二九四六・三九二七・四一三九・四三七二・五〇一九号)

旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(四十九件)

(第七四〇・七五七・七七九・七八〇・七八一・七八二・八〇九・八一〇・八一・八一二・八一三・八一四・八一五・八三七・八三八・八三九・八四〇・八九〇・九一二・九一三・九四四・九六一・九六二・九六三・九八五・一〇九九・一一四九・一二〇二・一二三一・一二九七・一二九八・一二九九・一三五六・一三五七・一五五九・二〇一三・二〇四八・二〇四九・二〇五〇・二三七九・二四五七・二六〇九・二六一〇・三二六五・三三三〇・三三三六四・三三三六五・三八五三・四二八〇号)

社会保険診療報酬の改善に関する
請願(三件) (第八三〇・九〇八・

同

三 腎機能障害を含む内部障害者の雇用については、他の身体障害者と同様に、身体障害者雇用促進法に基づく身体障害者雇用率制度及び身体障害者雇用給付金制度の適正な運用を、中心に職業指導・職業紹介の実施、各種援護措置の積極的活用等により雇用の促進を図っているところであり、今後ともこれら施策の充実に努めてまいりたい。

また、内部障害者に対しては、更生医療補装具の給付、福祉手当等の所得保障、内部障害者更生施設における施設福祉サービス、家庭奉仕員の派遣等の在宅福祉サービス等各種の施策を講じており、今後ともこれらの施策の一層の充実強化に努めてまいりたい。

公的宿泊施設は、それぞれの目的に従つて設置運営されるものであるが、必要に応じ、建設計画等の段階で、地域における関係者の連絡協議を行い、その新設による民間旅館業の経営に及ぼす影響等について十分配慮が行われ、また、その設置後においても民間の旅館業との調和を考慮した運営を通じてその設置目的の達成が図られるよう引き続き配慮してまいりたい。

また、旅館業法により公的宿泊施設と民間の旅館業の競合に伴う営業上の規制を行うことは、同法が旅館業について公衆衛生の見地及び善良の風俗維持の観点からの規制を行うものであることから困難である。

診療報酬については、技術料の適正評価、保険外負担の解消等を図るため、昭和五十六年六

身体障害者に対する福祉行政に関する請願(二十二件)(第一三三七・一五六〇・一六九四・一七九七・二四八二・二四九二・二六一三・二七〇三・二七〇四・二九〇四・三〇七五・三一一一・三二一五・三二一五・三二五八・三三六七・三三九九・三六七四・四〇〇五・四一六八・四三〇五・四六一八号)

同

一 身体障害者の障害程度等級等については、現在、身体障害者福祉審議会において、昭和五十七年三月の最終答申に向けて審議中であり、その答申の結果を踏まえて検討してまいりたい。

なお、現在においても二つ以上の同一等級の障害を有する場合は、障害程度等級を繰り上げて評価しているところである。

二、せきつい異常に伴う神経障害の発生及び予防については、昭和五十六年度から神経疾患研究委託費の研究課題として研究を開始したところである。

また、国立武蔵療養所神経センター、国立療養所村山病院及び国立療養所箱根病院を中心として、せき髄損傷に関する臨床研究活動を行っている。

三 現在、身体障害者福祉審議会において、今後の身体障害者福祉の在り方について、昭和五十七年三月の最終答申に向けて審議中であり、せき髄損傷者に対する福祉施策の在り方についても、この答申の結果を踏まえて検討してまいりたい。

したがって、現在のところ「せき損者福祉問題研究会」を設置・算化する考えはない。

四 通院に要する費用のように日常生活費に属する経費については、一般的な所得保障施策によって対処しており、日常生活費の中から特定の費用だけを取り出して助成対象とする考えはない。

五 医師の治療として、じよく創部、人口尿道開口部等の消毒を行う場合に用いる滅菌ガーゼ及びバンソウコウについては、医療保険の給付の対象としていゝところであるが、現在のところ在宅療養分について公費で支給する考へはない。

六 基準看護承認病院においては、入院患者の

療養上必要な看護は当該病院の看護職員によつて行わなければならないこととなつており、せき損者を収容した場合も同様である。

今後とも病院の看護を代替し、又は看護力を補充する付添看護が患者の負担によつて行われることのないように指導の徹底を図つてまいりたい。

また、付添者の傷病に係る治療費等については、既存の各種制度により、必要な給付を行つてきているところであり、その他に特別の補償措置を講ずる考えはない。

七 傷病手当金の支給水準を引き上げることについては、他の同趣旨の所得保障制度との均衡と保険料負担への影響を考慮する必要がある、現在のところ考えていない。

八 障害が固定した後の日常生活費については、既存の各種所得保障施策によつて対処すべきものであり、現在のところ社会復帰手当等の特別の制度を設ける考えはない。

九 国立身体障害者リハビリテーションセンターは、身体障害のある者に対するリハビリテーションを一貫した体系の下に総合的に実施することを目的とした施設であり、重度身体障害者についてもリハビリテーションの必要が認められ、かつ、それにより就職、家庭復帰等の効果が期待される者については、当然受け入れることとしている。

なお、入所の可否については、医師等専門家による判定に基づいて決定することとしており、当該施設になじまない障害者については、国立重度障害者センター等への入所について指導を行っている。

十 身体障害者更生援護施設においては、入所者に対して、入所時、退所時その他必要な場合に随時更生援護に関する総合診断を行い、もつて社会復帰の促進を図つているところであるが、今後ともその充実に努めてまいりたい。

十一 身体障害者の移動対策に関しては、その重要性にかんがみ、各種の施策を行つているところであるが、移動に要する費用の負担については、現行諸施策との均衡に配慮しつつその軽減に努めてまいりたい。

十二 身体障害者の自動車利用に関しては、税制上の優遇措置、身体障害者用自動車改造助成費の支給等その促進を図つているところであるが自動車補装具として支給することについては、その身体能力の補充効果、社会的・経済的条件等を総合的に考慮する必要がある、現在のところ考えていない。

十三 ECS(環境制御装置)については、政府としても昭和五十四年度の科学技術総合研究委託費等で研究開発を行つているところであるが、なお研究改良の余地が多く、未だ実用化の段階に至つていない。

十四 障害者の自立更生と社会復帰を図るための生活環境の整備については、従来から官庁施設の整備、歩道の段差の切下げ等について、それぞれ一定の基準に基づいて整備を進めてきたところである。また、民間の公共的性格の強い建築物については、建築設計標準を策定しつつあり、これを建築関係技術者等へ周知させることとしている。

統一的な「環境整備基準」を策定すべき否かについては、現在、中央心身障害者対策協議会に設置された国際障害者年特別委員会において、長期的な観点から、障害者対策の今後の在り方を審議する一環として生活環境整備の在り方が検討されているところであり、その検討結果を踏まえて対処してまいりたい。

十五 昭和五十六年度から障害者とその家族が宿泊、休養するための障害者更生センターを全国に設置することとしているが、この施設では当然建物の構造等が身体障害者が車いす等で支障なく利用できるように配慮されてい

国民健康保険制度の抜本的改革に
関する請願(第一八七一号) 同

障害者対策の充実に関する請願
(第一八七二号) 同

る。

また、社会保険加入者のための休養・保養施設として厚生年金休暇センター等が、簡易生命保険及び郵便年金加入者のための休養・保養施設として簡易保険郵便年金保養センター等があるが、これらの施設についても、身体障害者が支障なく利用できるよう、新築又は増改築の機会をとらえて必要な措置を講じている。なお、未整備の施設の利用に当たっても、身体障害者に不便を感じさせないように、職員の協力やサービスの向上に努め、できる限り利用の便宜を図るよう指導してまいりたい。

十六 身体障害者の社会復帰事業及び生活相談事業については、都道府県等を実施主体とする社会参加促進事業として行っているところであり、これに対して政府も助成を行っている。したがって、現在のところ新たに団体に対する委託事業として行う考えはない。

国民健康保険制度の改正については、老人保健法案の推移をみながら検討に着手することとしたい。

心身障害者の福祉対策については、身体障害者福祉法に基づく更生医療及び補装具の給付、身体障害者更生援護施設における福祉サービス等の諸施策並びに日常生活用具の給付、社会参加促進事業等の各種の援護措置の充実に努めているところであり、雇用対策についても、身体障害者雇用促進法に基づく身体障害者雇用率制度及び身体障害者雇用納付金制度の適正な運用を中心に職業指導、職業紹介の実施、各種援護措置の積極的活用等により雇用の促進を図っているところである。

特に昭和五十六年は国際障害者年であることから、福祉対策については、社会参加促進事

下垂体性小人症患者治療薬の国産化等に関する請願(二件)(第二四四七・二六五四号) 同

業、障害者福祉都市推進事業の拡充、身体障害者通所ホーム及び障害者更生センターの創設等在宅福祉、施設福祉の両面において施策の積極的推進を図っており、雇用対策においても、①障害者に対しその適する能力に応じた雇用の機会を確保すること、②通勤対策の充実など心身障害者を取り巻く環境の整備・充実に努めること、③障害者の能力開発をはじめとする職業リハビリテーションに係る体制を充実すること等を中心に心身障害者雇用対策の拡充とその積極的推進を図っているところである。今後とも心身障害者の福祉対策及び雇用対策につき一層の充実に努めてまいりたい。

一 下垂体性小人症の治療薬であるヒト成長ホルモンは、現在、スウェーデン王国、アメリカ合衆国、デンマーク王国及びソヴィエト社会主義共和国連邦からの輸入に依存しているため、政府としては従来から輸入量の増加を図るよう関係業界を指導してきたところである。このため、ヒト成長ホルモンの輸入量は年々増加しており、昭和五十六年度の輸入量は、昭和五十年年度の約二倍に及ぶ見込みである。

なお、国産化を図るためには、原料であるヒトの脳下垂体を一定量以上恒常的に確保する必要があるが、政府としては当面、財団法人成長科学協会が行っている下垂体収集事業及び下垂体提供者登録事業に対し補助を行うとともに、政府広報等を通じても啓蒙普及を行い、脳下垂体の提供に対する国民の理解を深めていくこととしている。

二 下垂体性小人症については、小児慢性特定疾患治療研究事業の中で治療費の公費負担を行っており、昭和五十五年度からは、その対象年齢を十八歳未満から二十歳未満に引き上げたところである。特定疾患間脳下垂体機能障害調査研究班の業績報告書によると、ヒト

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その一) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

手話通訳制度の法令化に関する請願(第二七二八号) 同

成長ホルモンの治療効果は年齢に応じて限界があるとされており、当面、これ以上対象年齢を引き上げることは考えていない。

手話通訳の制度化については、その前提として標準手話用語を増やすこと及び手話用語を教えることができる指導者の養成を行うことが重要な課題であり、現在、関係方面と協力してこれらの前提条件の整備に努めているところである。

聴覚障害者にとって手話の果たす役割の大きいことにかんがみ、今後とも手話通訳の制度化については、身体障害者福祉審議会等の審議状況も踏まえつつ検討してまいりたい。

現在、身体障害者福祉審議会において、身体障害者の範囲等今後の身体障害者福祉の在り方について昭和五十七年三月の最終答申に向けて審議中であり、中途失聴者及び難聴者の問題についても、その検討結果を踏まえて対処してまいりたい。

健康保険による歯科医療充実に関する請願(六件)(第三〇三〇・三〇五一・三二五七・三四四五・三五四九・三七九〇号) 同

一 歯科医療に係る診療報酬については、技術料の適正評価、保険外負担の解消等を図るため、昭和五十六年六月一日からその改定を実施したところである。

二 歯科疾患の予防については、従来から保健所等においては、妊産婦、乳幼児を対象に、また、学校においては、児童・生徒及び幼児を対象に歯科健康診断及び保健指導等を実施しているところであり、今後更に、歯の衛生週間等の各種の事業を通じて国民の歯科衛生知識の普及向上に力を入れるとともに、保健所における公衆衛生活動の充実強化に努めてまいりたい。

また、歯科疾患の治療については、都道府県や歯科医師会が設置する口腔保健センターにおける休日の歯科診療、障害者や小児のため

角膜移植手術の完全実施に関する請願(第三二八六号) 同

めの歯科診療部門の整備などの施策を重点的に進めているところである。

なお、小児歯科保健医療対策の総合的な推進を図るため、現在厚生省に設置している小児歯科保健対策検討会において、その具体的な検討を急ぐとともに、昭和五十六年度に実施を予定している歯科疾患実態調査の調査結果等をもて、更に歯科保健医療体制の整備に努力してまいりたい。

一 献眼運動については、角膜の提供のあつせんを行うアイバンクが現在三十箇所設立されており、各アイバンクが、角膜移植に関する普及啓蒙、角膜提供者の登録を行っているところである。政府においてはその活動を援助するため、昭和五十四年度から、財団法人日本眼病銀行協会を通じて角膜登録等に関する普及啓蒙に要する経費について各アイバンクに対し助成しているところである。

二 視覚障害者に対する角膜移植術については、従来から身体障害者福祉法第十九条の規定に基づく更生医療の給付の対象としてきたところである。また、保険診療上の角膜移植術の技術料については、昭和五十六年六月の診療報酬改定の際に、従来三千九百点であったものを、四千三百点に引き上げるとともに、角膜移植術に用いる角膜の費用を保険給付の対象とすることとしたところである。

国民健康保険に傷病手当等給付に関する請願(七件)(第三三二一・三三三九・三八三八・三八九一・四〇五〇・四〇九九・四六四三号) 同

一 国民健康保険において傷病手当金及び出産手当金を強制給付とし、すべての保険者に義務付けることについては、国民健康保険財政の現状等からみて困難である。

二 助産費については、国はその一部を補助しているところであるが、補助基準額を昭和五十七年三月から、保険者のうち二分の一のものについて現行の八万円から十万円に引き上げることとしている。

保育所に嘱託歯科医師の配置に関する請願(第三四四八号)

身体障害者福祉における内部障害者に対する不公平是正等に関する請願(第三七四一号)

同

重度障害者の通院費に関する請願(第三九二五号)

同

難治性肝炎患者の発生予防体制確立等に関する請願(十三件)(第四一五五・四一六一・四二一四・四二二三・四二四一・四二七九・四

同

三 国民健康保険に対する国庫助成については、昭和五十六年度当初予算において二兆三千七百七十五億円に達しており、現在の厳しい財政状況の下では国庫助成を現行水準以上に増額することは極めて困難である。

保育所への嘱託歯科医師の配置については、今後慎重に検討してまいりたい。

一 現在、身体障害者福祉審議会において、身体障害者の範囲、障害程度等級の在り方等身体障害者福祉対策改善のための方策について、昭和五十七年三月の最終答申に向けて審議中であり、内部障害者に関する取扱い及びその障害程度等級についても、その答申の結果を踏まえて検討してまいりたい。

二 厚生年金保険法、国民年金法及び身体障害者福祉法の障害等級については、厚生年金保険法においては労働能力の喪失又は減退という観点から、国民年金法においては日常生活能力の制限度合という観点から、身体障害者福祉法においては更生のためにどの程度のリハビリテーションが必要かという観点からというように、それぞれ異なった目的、性格から定められており、年金制度の等級を身体障害者手帳の等級に合ったものとすることは困難である。

通院に要する費用のように日常生活費に属する経費については、一般的な所得保障施策によって対処しており、日常生活費の中から特定の経費だけを取り出して助成対象とする考えはない。

一 肝炎に関する調査研究については、その問題の重大性にかんがみ、従来から各種の補助金を交付し、その推進を図ってきているところである。また、研究者の間においても肝炎

三三一・四四七二・四四七三・四六三五・四七〇六・四七〇七・五二二一(号)

研究連絡協議会が設けられ、研究体制の整備が図られる等大きな進展をみせているところである。

更に、こうした研究の成果を踏まえ、今後の肝炎対策の進め方を検討するため、昭和五十六年度から政府部内に専門家からなる肝炎対策推進協議会を設けて検討を行っているところである。

二 身体障害者福祉法は、その性格上一般疾病患者に適用することは困難であり、肝炎患者についても同法を適用して身体障害者手帳を交付することは、現在のところ考えていない。

三 肝炎患者の雇用保障等については、肝炎患者に限らず、各種疾患を有する者のうち、病状が進行する可能性の高い者については、なお手厚い治療を要するため、一般的に雇用の促進を図るべき対象者とすることは適当ではないが、病状の固定している者については、公共職業安定所において、個別的に必要な職業指導、職業紹介を行っているところである。また、自営業を開始する場合については、債務保証制度が設けられている。

なお、在宅雇用制度については、雇用関係の基本論にも係る問題であるので、慎重に検討すべき課題であると考えている。

四 就労中の肝炎患者の保護については、労働安全衛生法第六十六条に基づき、事業者は健康診断の結果労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずることとされている。

また、休職保障制度については、業務上の休業に関し労働基準法第十九条及び労働者災害補償保険法の定めにより所要の措置がなされているところであり、私病傷に係る病休制度に関しては、労使間の話し合いにより決定

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その一) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三〇

されるべきものとする。

なお、厚生年金保険等における障害年金の認定に当たっては、臨床症状、治療及び症状の経過等を十分考慮し、総合的に行っているところであり、肝炎に係る認定基準を定めることは考えていない。

五 医療費の公費負担については、現在、難治性肝炎のうち特に重度の障害をもたらす劇症肝炎についてその対象としているところであるが、その他の肝炎疾患にまで対象範囲を拡大することは、他の疾患との関係もあり困難である。

現在身体障害者福祉審議会において、身体障害者の範囲等今後の身体障害者福祉の在り方について昭和五十七年三月の最終答申に向けて審議中であり、その答申を踏まえて検討してまいりたい。

同

身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願(十二件)(第四四四五・四五七三・四五七四・四五七五・四五八〇・四五八八・四五九一・四六三四・四六三八・四八二三・五〇一五・五二一九号)

同

保育所の建設と施設運営改善等に関する請願(十二件)(第四七五四・四七五五・四七五六・四七五七・四七五八・四七五九・四七六〇・四七六一・四七六二・四七六三・四七六四・四七六五号)

一 保育所の建設については、その需要を勘案しつつ、その整備に努めてきたところである。今後は、要保育児童数等を勘案しながら、保育所の不足している地域に重点を置いてその整備に努めてまいりたい。

二 保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行っているところである。今後ともその改善に努めてまいりたい。

三 無(未)認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。特に、定員規模が小規模の施設に対しては、小規模保育所制度を活用するなどの措置を講じてまいりたい。

四 へき地保育所については、昭和五十六年度

において、保育の給与を引き上げるとともに、定員七十人以上の規模の施設については保育を二人から三人に増員するなど改善を図ったところである。今後とも実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

五 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行っているところである。

六 三歳以上児に完全給食を実施することについては、施設整備費や運営費に多額の財政負担を要するなど問題が多く、現在のところこれに踏みきる考えはない。

七 保育所運営費については、従来から改善に努めており、昭和五十六年度においても必要の改善措置を講じたところである。今後とも、運営費の改善に努めてまいりたい。

八 (一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保育の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保育定数のほか保育の加配の措置を講じているところである。また、都市及びその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域については延長保育特別対策を実施することとしたところである。今後ともこれらの対策の充実に努めてまいりたい。

(二) 医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されるところから、保育所に入所させることは不適当と考えている。なお、入院患児についても特別の措置を講じることは考えていない。

九 乳児保育については、乳児は、疾病・事故

等に対して無力であり、また、この時期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であるため乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものであり、まず、育児休業(職)制度等母親自ら保育しうるような条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立つて昭和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年、昭和五十四年度に引き続き、昭和五十六年度においても対策の拡大を図ったところである。今後とも乳児保育の特性を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

十 保育所における職員の労働条件の改善については、従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。

昭和五十六年度においても、業務省力化等勤務条件改善費を新設し、職員の勤務時間の短縮を図るなど所要の改善措置を講じたところである。

また、保育所等における労働基準法違反の防止、職業性疾病の防止のための監督指導を重点的に行っており、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、当該疾病が保育業務に起因して生じたものと認められれば保険給付を行っているところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給して

いるところである。

十一 保母の養成については、従来から保母養成施設に対する助成、保母修学資金貸与制度の実施等の対策を講じているところである。今後ともこれらの対策の充実に努めてまいりたい。

十二 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

十三 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子供会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては、児童館等の整備の現状を勘案し、当面、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。

十四 児童厚生施設については、児童の健全な遊び場として児童館・児童センターの重要性が増していることを勘案し、積極的にその整備を図ってきており、昭和五十六年度予算においても児童館・児童センターをそれぞれ七十箇所新設するとともに運営費の引上げを行うこととしている。

十五 児童手当制度については、第九十五回国会で成立した行革関連特例法において、所得制限及び給付に関し、三年間の特例措置が講じられたところである。

昭和五十七年八月二十七日 参議院會議録追録(その一) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三二

児童手当制度の在り方については、従来から様々な意見が出されており、また、同法において児童手当制度の検討が明記されているので、各方面からの意見を踏まえて制度全般について検討を行い、三年後を目途として所要の措置を講ずることとしている。

十六 乳幼児の健康の保持及び増進を図るためには、定期的な健康診査を受けることが重要であることから、乳幼児の発達、発育段階に応じた健康診査、歯科健康診査を実施しているところであり、今後ともこれらの施策の充実を図ってまいりたい。

十七 障害児の保育対策については、昭和四十九年度から助成措置を講じているところであり、今後ともその充実を図ってまいりたい。

従来から、障害者については、小規模施設の要望が強いことにかんがみ、精神薄弱者福祉法及び身体障害者福祉法に基づき通所授産施設を制度化し、整備費、運営費(措置費)の助成を行っているところである。

通所授産施設と同じような運営費の助成の対象となる施設は、原則として、働く障害者の健康と安全、職員の労働条件、施設運営の安定性等の面から一定の構造、設備、専門職員の配置等が必要であると考へており、小規模施設については、二十人以上の正規の通所授産施設等への切換えを指導しているところである。

なお、このような正規の通所授産施設のほか、精神薄弱者については、精神薄弱者通所援護事業を、身体障害者については、デイ・サービス事業を行っており、精神障害者については、デイ・ケア施設等の整備の促進を図っているところである。

社会保険関係の地方事務官制度の取扱いについては、昭和五十五年十二月二十九日の閣議決定「今後における行政改革の推進について」にお

戦後ソ連強制抑留者実態調査費予算計上に関する請願(第二十一件)

(第五二八・五九六・五九七・五九八・五九九・六〇〇・六〇一・六〇二・六〇三・六〇四・六〇五・六〇六・六〇七・六〇八・六〇九・六一〇・六一一・六一二・六一三・七〇二・一〇二〇号)

学校給食用牛乳供給事業に関する請願(第一七二号)

米の消費拡大対策強化に関する請願(第一七三号)

農業改良普及事業の縮減反対に関する請願(第一八三号)

同

農林水産省

同

同

いて、引き続き、関係省庁間における検討、協議を進めることとしたところであり、今後その適切な解決を図るよう努めてまいりたい。

先の大戦に関しては、戦中及びそれに引き続く戦後において、すべての国民が、多かれ少なかれ、何らかの犠牲を余儀なくされたところであり、ソ連強制抑留者についての特別な措置を講ずることは、他の国民に対する処遇との均衡上、極めて困難である。

また、政府としては、昭和四十二年の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の制定をもって、あらゆる戦後処理措置は終了したものと考えている。

したがって、改めて実態調査のための経費を予算に計上することは考えていない。

学校給食用牛乳供給事業については、従来から補助を行ってきたところであり、昭和五十六年度予算においても継続実施することとしたところである。

米の消費拡大については、我が国風土、資源に適した基本食糧である米食を中心とする米食バランスのとれた日本型食生活を維持、定着させていくことを基本として、米についての正しい知識の普及、米飯学校給食の推進、米の新規用途の開発普及、良質米生産の奨励等各般におたる施策を推進してきているところであり、今後ともその充実を努めてまいりたい。

農業改良普及事業は、我が国農業及び農村の発展のために重要な役割を果たしてきており、今後においても普及指導活動及び機動力の充実、改良普及員の資質の向上等を図り、農業の改良、農家生活の改善及び農村青少年の育成に対する普及指導の充実及び効率化に努めてまいりたい。

社会保険関係職員的身分移管に関する請願(二件)(第二四五〇・二六五一号)

同

同

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五三 三二(六代)
定価 一〇円

林業の振興と木材の国内自給体制の確立に関する請願(第一八七〇号)

同

償還が構造的に困難となっている酪農経営に對してはその負債整理をするための長期低利の資金を、その他の酪農経営及び肉用牛経営に對しては経営安定のための長期低利の資金を融通することとしている。

一 木材等林産物の安定的供給を確保するとともに、豊かな国土を保全し、山村社会の発展を図る上で、森林資源の整備と林業の振興が重要な課題であることから、造林、林道等生産基盤の整備、林業構造の改善、林業の担い手の育成確保等各般の森林・林業施策を推進しているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

二 我が国の木材需給については、長期的には国産材の供給が徐々に増加するものの、なお相当量を外材に依存せざるを得ないと見込まれることから、今後とも需要に見合った外材の秩序ある安定的な輸入を図る必要があると考えており、このため、外材輸出国との間の情報と意見の交換、資源の維持培養に対する協力等に努めるとともに、需要に見合った秩序ある安定的な輸入が確保されるよう主要木材についての短期需給見通しの作成、公表及びこれに即した輸入のための関係業界に対する指導等の措置を講じているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

現下の木材関連産業をめぐる厳しい事態に對処するため、国産材の需要促進を図りつつ、木材需給の安定対策及び雇用安定対策の推進と併せ、円滑な融資を図るための金融対策等の各般の措置を講じているところであり、今後ともその適切な実施を図ってまいりたい。

一 「長期エネルギー需給暫定見通し」(昭和五十四年八月)については、中長期的な石油需給の動向等にかんがみ、今後とも、石油の安

木材関連産業の不況対策に関する請願(第二一九三号)

同

通商産業省

国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願(第五四四号)

石炭政策の推進に関する請願(第一七七号)

同

定供給を確保し、石油代替エネルギー開発・導入を促進し、省エネルギーを推進するため、現在、総合エネルギー調査会において見直しを行っているところである。

見直しに当たっては、石油代替エネルギーの開発・導入を促進する観点から、水力、国内石炭、国内天然ガス、地熱等のほか、準国産エネルギーともいえる原子力も含め、国産エネルギーの開発・導入について十分検討してまいりたい。いずれにせよ、我が国にとってエネルギー問題は非常に重要な課題であり、今後とも、長期的なエネルギーの安定確保のため鋭意努力する所存である。

二 国内炭は、貴重な国内資源であること、海外炭に比して供給の相対的な安定性を有していること等から、今後ともその活用を図っていく必要があるが、国内炭の供給に当たっては、経済性を全く無視してよいというわけではなく、国内炭供給の安定性と経済性との調和に配慮する必要がある。

今後の国内炭政策の在り方については、去る昭和五十六年八月の石炭鉱業審議会答申「今後の石炭政策の在り方について」の中でも指摘されているように、このような観点の下に、我が国石炭鉱業の自立を目指すことを基本的な考え方とすることとしている。同答申においては、国内炭の生産については、当面現存炭鉱における現在程度の生産の維持を基調としつつ、今後の石炭企業の体質改善や石炭需給環境の好転に伴い、増産の可能性も期待されるとされており、そのための具体的な対策については指摘がなされている。今後、政府としては、同答申を尊重しつつ、所要の対策を講じてまいりたい。

一 現在、政府は、国内炭鉱の安定的な生産の維持を図る観点から、石炭企業が行う坑内骨格構造の整備拡充事業及び保安確保事業に對

する補助金の交付等長期的な生産・保安体制確立のための石炭企業の自助努力を支援し、補完する所要の施策を講じている。

政府としては、昭和五十六年八月の石炭鉱業審議会答申「今後の石炭政策の在り方について」を尊重しつつ、引き続き所要の施策を講じてまいりたい。

二 現在、政府は、民間企業が行う新鉱開発に必要な資金の長期無利子貸付制度を設ける等の措置を講じている。

政府としては、今後新鉱開発の主体となることが想定される現存炭鉱の経営の状況を踏まえ、また、前記石炭鉱業審議会の答申を尊重しつつ、現行の貸付制度等の存続を行う方向で検討してまいりたい。

三 労働力の確保は、国内炭の生産維持を図る上での基本的な課題であり、そのためには、石炭鉱業の経営基盤のぜい弱性の解消と将来の展望の確立が不可欠の前提である。したがって、従来から、政府においては、石炭企業における自主的な努力を求めるとともに、石炭鉱業年金制度の実施、福利厚生施設の充実のための融資制度の運用等所要の施策を講じてきたところである。

政府としては、前記石炭鉱業審議会の答申を尊重しつつ、引き続き所要の施策を講じてまいりたい。

四 保安・生産技術の研究開発は、保安体制の確立、労働条件の向上、コストダウン等に資することから、政府においては、従来から、保安・生産技術の研究開発に対する補助金の交付等所要の施策を講じてきたところである。

政府としては、前記石炭鉱業審議会の答申を尊重しつつ、引き続き所要の施策を講じてまいりたい。

五 今後の内外炭需給の調整の実施に関しては、前記石炭鉱業審議会の答申にもあるよう

に、我が国経済の石油依存度を低下させるために促進すべきエネルギーの石炭転換や各需要者のニーズに応じた海外炭の低廉かつ安定的な確保をできる限り阻害しないように配慮する必要がある、この観点から国内炭・海外一般炭の流通体制の一元化を図ることは適切ではないと考えている。

今後、政府としては、同答申を尊重しつつ、輸入割当制度及び基準炭価制度を維持すること等により国内炭の需要確保及び適切な国内炭の価格の設定について対処する方向で検討してまいりたい。

六 今後の石炭需要の増大に対応して、海外炭特に一般炭の安定供給の確保を図るためには、炭鉱開発、インフラ整備、国内におけるコールセンター建設等生産地から消費地に至る一連のコールチェーンシステムの確立を早急に図ることが必要であると考えている。

政府としては、従来から、我が国の民間企業の活力を生かした民間主導による海外炭の開発輸入を推進するため、探鉱資金の低利融資等の措置を講じてきたところであるが、引き続き所要の措置を講じてまいりたい。

七 現在、国内炭価格については、通商産業大臣が、石炭鉱業審議会の意見を聴いて、石炭の生産費、石炭の輸入価格、石炭以外の燃料の価格その他の経済事情を考慮して基準炭価を定めることとなっている。

今後の国内炭価格の決定方法については、政府としては、前記石炭鉱業審議会の答申を尊重しつつ、現行の基準炭価制度を維持し、その適切な運用を図るという方向で検討してまいりたい。

八 現在、炭鉱ごとに自然条件、立地条件の差異等もあって生じている格差については、本来私企業体制の下では、できる限り企業の自己努力で縮小されるべきものであると考えられる。しかし、格差のすべてを企業の自己努

力のみによって吸収することは期待できないため、政府としては、前記石炭鉱業審議会の答申を尊重しつつ、国内炭の安定供給確保の見地から、石炭鉱業の自立化の目的が立つまでの間、一定の合理的範囲内で格差を是正する措置を講じることについて検討してまいりたい。

九 政府としては、従来から、産炭地域振興臨時措置法を基礎として、各般の産炭地域振興対策を講じてきており、同法は昭和五十六年五月に有効期間の十年間の延長を行ったところである。政府としては、今後とも、同法を基礎とし、工場団地の造成、工業用水道の敷設等の産業基盤整備対策、地域振興整備公団による長期低利融資、国税・地方税の優遇措置等の企業誘致対策、老朽炭鉱住宅の改良、教育施設及び厚生施設の整備等の生活環境改善対策等の各般の施策を講じ、産炭地域の振興に努めてまいりたい。

十 国内炭生産機構を一元化すること等は、企業の創意と活力を生かした自助努力を阻害するおそれがあり、適当ではないと考えられる。

いずれにしても、我が国石炭鉱業の自立の達成と国内炭安定供給の維持を図るための我が国石炭鉱業の生産体制の在り方については、前記石炭鉱業審議会の答申を踏まえ検討してまいりたい。

政府においては、従来から、中小企業の経営の安定等を図るため諸般の対策を講じているところであり、去る昭和五十六年十月二日の経済対策閣僚会議においても、中小企業に対する円滑な金融の確保をはじめとする中小企業諸施策を引き続き推進していく方針を決定したところである。

なお、中小企業関係の税制については、昭和五十六年度改正においても、法人税率の一率引

同

中小零細企業の経営危機打開に關する請願(第五七七号)

産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(第一二二八号)

同

上げに際し中小法人に対する軽減税率の適用所得限度を七百万円から八百万円に引き上げる等、従来から中小企業への配慮に努めてきているところである。

石炭関係六法のうち、産炭地域振興臨時措置法については、昭和五十六年五月に十年間の期間延長がなされたところである。

他の五法のうち、石炭鉱業合理化臨時措置法及び炭鉱離職者臨時措置法並びに石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計法は、我が国石炭鉱業の現状等を踏まえ、また、昭和五十六年八月に出された石炭鉱業審議会答申「今後の石炭政策の在り方について」を尊重し、これらの法律の期限の延長問題等を含め、現在、鋭意検討しているところである。

また、臨時石炭鉱害復旧法及び石炭鉱害賠償等臨時措置法については、現在石炭鉱業審議会において、これら二法の期限の延長等について審議中であり、その審議結果を踏まえ、鉱害復旧の状況等を考慮しながら所要の措置を検討してまいりたい。

同

貿易摩擦回避に関する請願(二件)(第二四四四・二六五三号)

同

両上肢及び四肢麻痺障害者のための自動車の開発に関する請願(第二七五六号)

貿易摩擦回避については、調和ある対外経済関係の形成に配慮し、昭和五十六年十月二日の経済対策閣僚会議決定にあるように、貿易の拡大均衡を通じてその推進を図るべきであるという認識に立ち、今後とも内需の回復を図りつつ、安定した円相場の下、集中豪雨的輸出の回避等に努めるとともに、一層の輸入拡大等を図ってまいりたい。

一 身体障害者用の自動車については、従来から自動車メーカー等により、開発が進められてきているところであるが、両下肢麻痺障害者又は片手・片足麻痺障害者が運転可能な自動車は、車イスごと直接運転席に着席できるようにはなっていないものの、既に発売され

液化石油ガス事業とガス事業との
整合に関する請願(七件)(第四九
二三・五〇二三・五〇二四・五〇
二五・五〇二六・五〇二七・五〇
九八号)

同

るに至っており、両上肢麻痺障害者が運転可能な自動車についても現在開発が進行中であると聞いている。

二 一方、四肢麻痺障害者が運転可能な自動車については、未だ開発がなされていない。これは、自動車の場合、他の自動車、歩行者等の交通の安全性を確保することが要請されることから、手や足といった媒介手段なくして運転者の意図を自動車に確実に伝え、安全な走行を実現するためには、現在の技術水準に比べ飛躍的に高度な技術が必要とするためと考えられる。

このような運転者の意図を自動車に確実に伝える技術に関しては、その基礎となる音声認識技術等の技術について、民間のみならず政府においても開発を行っているところであるが、未だ当該自動車に應用できる水準には至らない状況にある。

政府としては、今後これらの基礎となる技術の向上が図られ、当該自動車への應用が早期に実現されることを期待している。

液化石油ガス及び都市ガスは、現在家庭用燃料として広く普及し、それぞれ重要な役割を担っており、政府としては、液化石油ガスも都市ガスも国民生活に不可欠かつ重要な燃料であるとの認識に立ち、液化石油ガス販売事業及び都市ガス事業がそれぞれの特色を生かしつつ健全な発展を遂げるよう指導してきたところであるが、液化石油ガス又は都市ガスのいずれを使用するかは、最終的には消費者の自由な選択に委ねられるべきものと考えている。

政府としては、今後ともこうした基本的な考え方に立ち、以下の措置を講ずることにより、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の防止等に努めてまいりたい。

一 液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の防止については、従来から、「ガ

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する
請願(十七件)(第三八〇・三八
二・四四九・四五〇・四五一・五
一〇・五二〇・五三〇・五三一・
五四九・五八六・六二五・六八二・
六八三・七七一・一四一六・一四
五九号)

運輸省

ス事業法」第八条第一項の規定に基づく供給区域の拡張の許可に際し事前に公聴会を開催し、液化石油ガス販売事業者も含め広く一般の意見を聴く等慎重な運用を行ってきたところである。

今後とも、このような運用により、液化石油ガス設備の実態等を把握し、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の防止に努めてまいりたい。

二 液化石油ガス販売事業者に対する事前通知については、都市ガス事業者が、「ガス事業法」第八条第一項の規定に基づき、供給区域の拡張の許可を申請する際に、その申請の概要を、必要に応じ液化石油ガス販売事業者に知らしめるよう都市ガス事業者を指導してまいりたい。

三 都市ガスへの転換に伴う紛争については、従来から、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との話し合いにより、具体的案件に即した円満な解決が図られるよう両当事者を指導し、また、必要に応じ話し合いの場の斡旋等を行ってきたところである。

今後とも、このような運用により、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の円満な解決に努めてまいりたい。

四 家庭業務用ガスに関する行政の一元化については、今後とも、液化石油ガス販売事業所管部局と都市ガス事業所管部局との一層緊密な連携を図ることにより対処してまいりたい。

一 国鉄職員(旧雇員等)の身分を保有したまま旧陸海軍の部隊に配属された者(以下「外地派遣者」という。)の外地派遣期間について、旧軍人に対する加算年と同様の制度を設けることについては、共済年金制度の根本にふれることになるほか、その社会保険的な性格や他の類似制度との均衡の面からみて問

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

三八

題があるところであり、新たに加算年の制度を設けることは適当でないと考ええる。

二 外地派遣者に対する処遇の改善については、既に、昭和四十二年三月十日付けの国鉄部内通達をもって、所定の措置が講ぜられているところであり、今後、更に慰労金を給付する等の措置を講ずる考えはない。

なお、参考までに申し添えると、旧日赤救護看護婦に対する慰労給付金支給の場合には、共済制度等による退職年金等の給付の算定期間とされていない戦地勤務期間を対象としているものであって、本件請願のように、その算定期間の対象とされている戦地勤務期間に対する割増しを要望しているものとは基本的に異なるものである。

郵政省

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願(二十二件)(第二二三号)

三八・一五六九・一七〇七・一八〇〇・二四七五・二四八五・二六一七・二七〇九・二七一〇・二九一一・三〇七八・三三三四・三三三三・三三二二・三三六〇・三三七五・三四〇一・三六七八・四〇〇八・四一七一・四三一一・四六二三号)

一 公衆電話の改善については、日本電信電話公社(以下「公社」という。)では、身体障害者等が、公衆電話を便利に利用できるようにするため、安全性、利便性等を考慮して、車いすのままで容易に利用できるボックス式公衆電話及び低ポール式公衆電話を開発し、一部の地域において設置しているが、これらは電話機の取付位置を低くするとともに、特にボックス式のものについては床面積も通常ボックスの約三倍としているなど安全で、かつ利用しやすいよう配慮されているものである。

また、今回新たに硬貨投入口の位置を電話機前面に設け、ダイヤル面を低くするとともに送受話機を軽量化した新形のボックス式公衆電話機を開発し、昭和五十六年度から設置を始めたところである。

公社では、今後とも身体障害者等の要望を考慮するとともに、用地確保に当たっては道路管理者等の協力を得ながら、このような公衆電話の設置について努めることとしているが、その推進について公社を指導してまいりたい。

二 局舎の窓口施設の改善については、公社で

一般テレビ番組への字幕・手話通訳をう入に関する請願(第二七二九号)

同

文字多重放送のろうあ者向け利用に関する請願(第二七三〇号)

同

は、新規に窓口を設置する局の公衆室の出入口は、原則として車いす障害者等の出入りを考慮して設計することとしており、また、既設局についても、地域の状況、局舎事情等を勘案の上、逐次整備改善を行うこととしているところである。

また、車いす障害者が働く局舎については、車いす障害者が働きやすいよう、ドア、便所、エレベーターの改善、段差のスロープ化など整備改善を行うこととしており、これら施策の推進については、今後とも公社を指導してまいりたい。

テレビ番組に字幕・手話通訳をそう入するかどうかは、放送番組の編集に属する事項であり、放送番組については、放送法第三条の規定により、法律に定める権限に基づく場合でなければ何人からも干渉され、又は規律されることがないとされている。

したがって、テレビ番組に字幕・手話通訳をそう入することは放送事業者が自主的に決めるべきものであり、政府が放送事業者を指導することは許されていないものである。

なお、請願の内容については、昭和五十六年八月二十六日日本放送協会会長坂本朝一及び社団法人日本民間放送連盟会長浅野賢澄に対して通知した。

文字多重放送においては、テレビ画面に関連して二行程度の字幕を重ねて表示することが可能であり、聴力障害者が情報入手を図る上で極めて有効な手段と考えられる。

この文字多重放送の方式及び技術基準については、昭和五十六年三月電波技術審議会の答申を得たところであり、政府としても、技術開発の成果はできる限り速やかに国民に還元すべきものと考え、現在、利用方法、実施主体等制度

電電サービスセンター設置に関する請願(第四四八号)

同

有線音楽放送の正常化に関する請願(七件)(第四八〇五・四八二一・四八三三・四九〇九・五〇〇三・五〇六四・五三六六号)

同

労働行政体制確立に関する請願(二十七件)(第一一〇五・二七七二・二八五七・二八五八・二九一四・二九七四・三〇〇四・三〇四六・三一五一・三一三三・三一八二・三二六五・三二八九・三三三四・三三七九・三四八〇・三四八五・三五〇九・三五一〇・三五一一・三五一二・三五一三・三五二一)

労働省

上の諸問題について鋭意検討を行っているところである。
今後は、関係者の意見等をも参考にしながら、実用化のための具体的成案を得るべく積極的に措置してまいる所存であり、実用化の暁には、聴力障害者のための字幕放送の実施も可能となると考えている。

現在、日本電信電話公社では、各種商品の展示、電気通信システムに関するコンサルティング活動等を行うため、サービスステーションを設置して顧客サービスの充実を図っているが、福岡市についてもサービスステーションを設置する方向で検討しているところである。

有線音楽放送の正常化については、これまで業界団体及び大手事業者に対して再三にわたる注意指導を行うとともに、特に悪質な事業者に対しては告発等を行ってきたところであるが、違法行為はあとを絶たない状況にあるので、政府としては、今後ともこのような違法行為を排除するよう厳しく指導監督を行ってまいりたい。

さらに、有線音楽放送事業に対する基本的姿勢を明確にし、法的措置の検討を含めて対処することにより、業界の秩序を確保するよう努め、もって有線音楽放送の正常化を図ってまいりたい。

労働行政の充実とそのための増員については、従来から鋭意努めてきているところであるが、今後とも財政事情等の厳しい中において行政需要の増大に対応し、国民の期待にこたえる行政体制の充実強化を図るため、必要な増員に努めるとともに、行政事務の簡素化、能率化、人員の適正配置、より効率的な行政手段の開発・採用を図り、行政能力の向上に努めてまいりたい。

四・三五四〇・三五四一・三五四六・三五四七号)

住宅融資制度の充実に関する請願(第一〇号)

建設省

文書館設立に関する請願(二件)(第一五六・三五三三号)

自治省

文書館法(仮称)制定に関する請願(二件)(第五八四・六一五号)

同

新規業務の導入に当たっての人員及び予算の確保については、行政サービスの低下を来さないよう従来から努力してきたところであるが、今後とも十分配慮してまいりたい。

住宅金融公庫等の住宅に対する制度金融は、国民の円滑な持家取得の推進、居住水準の向上を図るうえで大きな役割を担ってきたところであり、政府は、従来からその貸付条件の改善に努めてきたところである。
今後においても、政府は、住宅需要等を踏まえつつ、国民が良質な住宅を円滑に取得できるよう努めてまいりたい。

国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供する施設としては、昭和四十六年七月に国立公文書館が設置されているところである。また、地方公共団体における各種文書・記録類の保存等のための施設を設置することは、当該地方公共団体の自主的な判断により行うことが本来であると考えるが、国としても技術的な側面での指導、助言等必要に応じて協力する考えである。

なお、公文書等の保存、公開に係る制度の在り方については、臨時行政調査会において、「行政情報の公開と管理の在り方」が検討されているところでもあり、その結果等を踏まえて、検討していききたい。

国の行政に関する公文書その他の記録を保存し、閲覧に供する施設としては、昭和四十六年七月に国立公文書館が設置されているところである。また、地方公共団体における各種文書・記録類の保存等のための施設を設置することは、当該地方公共団体の自主的な判断により行うことが本来であると考えるが、国としても技術的な側面での指導、助言等必要に応じて協力する考えである。

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十四回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過 第九十五回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過 四〇

身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(二十二件)(第一三三三・一五六五・一七〇四・一七八八・二四七六・二四八六・二六〇一・二六九九・二七〇〇・二八九二・三〇七〇・三一二六・三二四五・三三九四・三三五一・三三六九・三三八九・三六七〇・四〇〇二・四一六二・四三〇一・四六〇九号)

地方財政の確立と地方自治の振興に関する請願(第一八七三号)

なお、公文書等の保存、公開に係る制度の在り方については、臨時行政調査会において、「行政情報の公開と管理の在り方」が検討されているところでもあり、その結果等を踏まえて、検討していきたい。

身体不自由者、老人、病人等の安全対策は極めて重要であることから、従来から機会をとらえ、これらの身体不自由者等に対する安全避難の指導、近隣住民に対する協力の呼びかけ等を地域の実情に応じて実施するよう関係機関を指導してきているところであり、今後関係機関の連携を一層密にしてできる限り避難体制の研究、指導の徹底等これらの人びとの安全確保に努力してまいりたい。

一 地方財政は、昭和五十年年度以降財源不足の状況に陥っているが、地方財政の運営に支障が生じないよう、毎年度その補てん措置を講じてきているところである。

地方財政が、こうした財源不足の状況から脱却し、その健全性を回復するためには、国同様徹底した歳出の節減合理化を行うほか、地方税、地方交付税等の地方一般財源の所要額の確保が必要であると考えているが、この問題は、国と地方との間の事務配分、これに伴う財源配分の在り方等に関連した基本的な問題であるので、地方制度調査会、税制調査会等におけるこうした基本的問題についての御意見を承りながら十分検討してまいりたい。

二 国と地方公共団体は、それぞれの果たすべき役割を踏まえつつ、相協力して行政の執行に当たることが、今後とも両者の間の適切な機能分担とこれに対応する適正な財源の配分に努めてまいりたい。

地方自治の拡充等に関する請願(二件)(第五三九九・五四〇〇号)

一 国と地方公共団体との適切な機能分担を図り、地方公共団体の自主性、自律性が発揮できるよう今後とも努力してまいりたい。

二 地方財政は、昭和五十年年度以降財源不足の状況に陥っているが、地方財政の運営に支障が生じないよう、毎年度その補てん措置を講じてきているところである。

地方財政が、こうした財源不足の状況から脱却し、その健全性を回復するためには、国同様に徹底した歳出の節減合理化を行うほか、地方税、地方交付税等の地方一般財源の所要額の確保が必要であると考えているが、この問題は、国と地方との間の事務配分、これに伴う財源配分の在り方等に関連した基本的な問題であるので、地方制度調査会、税制調査会等におけるこうした基本的問題についての御意見を承りながら十分検討してまいりたい。

昭和五十七年四月二十三日

参議院議長 徳永 正利殿

国会法第八十一条第二項の規定に基づき、第九十五回国会の閉会中貴院において採択され、内閣に送付を受けた請願の処理経過を別冊のとおり報告する。

第九十五回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の關係省に送付し、關係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

記

第九十五回国会

内閣受理件数 四一〇件

処理案決定件数 四一〇件

件名	主 管 省	請 願 に 対 す る 処 理 要 領
通り魔的犯罪の防止に関する請願(第一〇〇九号)	総理府(本府)	近年における覚せい剤乱用者の急激な増加にかんがみ、政府は、これまでも薬物乱用対策推進本部を中心にその乱用防止に努めてきたところ

るであるが、昨年七月、改めて同本部において
覚せい剤乱用防止対策を中心とし、その他の異
常者等による事件の防止に関連した事項も含め
て、緊急に実施すべき対策を決定した。
政府は、この方針に基づき、国民への啓発活
動の強化、取締りの強化と厳正な処分、乱用者
等に対する措置等を積極的を講じてきていたと
ころであるが、今後ともこれが一層の推進を図
り、覚せい剤乱用者等によるいわゆる通り魔犯
罪の未然防止に努めてまいりたい。

同

旧満洲棉花協会等を恩給法による
外国特殊機関指定に関する請願
(十件) (第一一〇六・一一九九・
一二〇〇・一二〇一・一二〇二・
一二六七・一二七八・一四二二・
一五五八・二二九九号)

旧満洲棉花協会、旧華北棉産改進黨及び旧華
中棉産改進黨を外国特殊機関に指定してその職
員としての在職期間を公務員としての在職年に
通算することについては、恩給制度は公務員を
対象とした年金制度であり、現在、特定の外国
特殊機関の職員としての在職期間を通算するこ
ととしているのは、組織の性格、業務の内容、
人事交流の態様等当該機関の実態を考慮した特
例的な措置であるので、旧満洲棉花協会、旧華
北棉産改進黨及び旧華中棉産改進黨の実態に照
らし、御趣旨のように措置することは適当でな
い。

同
(行政管
理庁)

国の行う行政改革に関する請願
(第四三九号)

政府としては、地方自治の尊重、国・地方を
通ずる行政の簡素合理化の推進等の観点から、
これまでも国と地方公共団体間の事務配分及び
これに見合う適正な財源配分等に努めてきてい
るところであるが、今後における国と地方との
関係の改革の問題についてはその重要性にかん
がみ、目下、行政改革の基本問題として、国と
地方との関係の在り方について審議している臨
時行政調査会の動向等を注視しつつ、今後とも
検討を進めてまいりたい。

国民生活の安定と地方分権の推進
に資する行政改革に関する請願
(第五三三三号)

同

国と地方公共団体は、それぞれの果たすべき
役割を踏まえつつ、相協力して行政改革を推進
するとともに、国民生活の安定等の行政上の要

長期的、抜本的な行政改革実現に
関する請願(二件) (第八六二・一
一九六号)

同

請にこたえていかなければならないものと考え
る。
政府としては、地方自治の尊重、国・地方を
通ずる行政の簡素合理化の推進等の観点から、
これまでも国と地方公共団体間の事務配分及び
これに見合う適正な財源配分等に努めてきてい
るところであるが、今後における国と地方との
関係の改革の問題についてはその重要性にかん
がみ、目下、行政改革の基本問題として、国と
地方との関係の在り方について審議している臨
時行政調査会の動向等を注視しつつ、今後とも
検討を進めてまいりたい。

政府としては、行政を抜本的に見直し、新し
い時代にふさわしいものとするともに、国民
一般の要請に即して行政の対応力を回復する
ため、行政改革を当面する最重要な課題の一つ
として位置付け、その推進に取り組んできてい
るところである。

行政改革を推進するに当たっては、各分野の
行政について聖域なき見直しを進める必要があ
り、その結果として、国、地方公共団体は言う
に及ばず、国民生活の各方面にわたり種々の影
響が生ずることもあり得ないではないが、政府
としては、真に必要な施策についてはきめ細か
な配慮を加えつつ、この国民的課題を達成する
ため、各方面の御理解を得よう今後とも努力
してまいりたい。

同
(国土庁)

台風十五号による災害復旧対策に
関する請願(二件) (第八六一・九
四三号)

一 激甚災害法の発動については、昭和五十六
年十月二十日に、「昭和五十六年八月二十一
日から二十三日までの間の豪雨及び暴風雨に
ついての激甚災害の指定並びにこれに対し適
用すべき措置の指定に関する政令(昭和五十
六年政令第三百八号)」を公布した。

二 復旧工事について再度災害の発生を防止す
るため改良復旧を取り入れることについて
は、被害の激甚なものについては、再度災害

国籍法等の改正に関する請願(第一四七一号) 法務省

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願(第七二号) 外務省

を防止する見地から、災害復旧助成事業、災害関連事業等により、必要な改良復旧を実施することとしている。

三 特別交付税による措置については、被害状況、関係地方団体の財政状況等を勘案し、適切な配分を行うこととしている。

国籍法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣から法制審議会に対し諮問を發し、現在同審議会において調査審議中である。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としているところであり、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにみかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであり、労働基準法研究会から、雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策についての審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基つき、現在、男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。今後、政府としては右専門家会議の結論を踏まえ、婦人少年問題審議会の審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 「婦人に関する施策の推進のための国内行

動計画後期重点目標」に掲げているとおり、多くの女子が就労しているパートタイム労働については、適正な労働条件の確保のため監督・指導を行い、パートタイム者に対しても労働基準法が厳格に適用されるよう努めているところである。

なお、賃金等の労働条件は、労働基準法等の法令に抵触しない範囲において使用者と労働者の話し合いにより決定されるべきものである。

四 働く女子の母性保護については、婦人差別撤廃条約においても求められているところである。これまで母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、育児等に関しては、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」において、「育児等に関する環境の整備」をその重点課題の一つとして掲げており、育児休業制度の普及促進、保育所の保育時間の延長、留守家庭児童に対する必要な指導を行う児童館の増設等の留守家庭児童対策(学童保育対策)の充実等に努めているところであり、今後ともこれら施策の一層の充実を努めてまいりたい。

五 婦人差別撤廃条約は、分娩に関する適当な便益(必要な場合には無料にする。)を確保する旨規定している。分娩を現物給付の対象とすることは、現状からみて困難であるが、現金給付により分娩費用がカバーされるよう努めている。

昭和五十七年八月二十七日 参議院會議録追録(その二) 第九十五回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

六 女子に対する年金保障の在り方は、年金制度の基本的な体系にかかわる重要な問題であるため、今後とも関係審議会における審議等を踏まえて慎重に検討してまいりたい。

また、遺族年金については、これまで最低保障額の引上げ並びに高齢及び有子に対する加算措置等によりその改善を行ってきたところであるが、今後とも、適正な水準の確保に努めてまいりたい。

七 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

八 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

九 女子の生活を向上させるために必要な諸施策の充実及び女子の社会参加の促進については、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げられているところであり、これまで必要な関連諸施策の充実に努めてきたものであるが、特に、農山漁村婦人の福祉と地位の向上については、同計画後期重点目標の重点課題として掲げているところでもあり、生活改良普及員を通じて生活全般についての総合的な指導を行い、実質的な社会参加ができるような環境づくりのための啓発・指導等を行うこととしており、政府としては、今後ともこれらの施策の一層の

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准に関する請願(九件)(第三九二・四〇八・五一・五七八・六八〇・六八九・七二八・七九二・一七七三号)

同

充実に努めてまいりたい。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としており、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであり、労働基準法研究会から、雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策についての審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基つき、現在、男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。

今後、政府としては右専門家会議の結論を踏まえ、婦人少年問題審議会の審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げているとおり、多くの女子が就労しているパートタイム労働については、適正な労働条件の確保のため監督・指導を行い、パートタイムに対しては労働基準法が厳格に適用されるよう努めているところである。

なお、賃金等の労働条件は、労働基準法等

の法令に抵触しない範囲において使用者と労働者の話し合いにより決定されるべきものである。

四 働く女子の母性保護については、婦人差別撤廃条約においても求められているところである。これまで母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、育児等に関しては、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」において、「育児等に関する環境の整備」をその重点課題の一つとして掲げており、育児休業制度の普及促進、保育所の保育時間の延長、留守家庭児童に対する必要な指導を行う児童館の増設等の留守家庭児童対策(学童保育対策)の充実等に努めているところであり、今後ともこれら施策の一層の充実に努めてまいりたい。

五 婦人差別撤廃条約は、分娩に関する適当な便宜(必要な場合には無料にする)を確保する旨規定している。分娩を現物給付の対象とすることは、現状からみて困難であるが、現金給付により分娩費用がカバーされるよう努めている。

六 女子に対する年金保障の在り方は、年金制度の基本的な体系にかかわる重要な問題であるため、今後とも関係審議会における審議等を踏まえて慎重に検討してまいりたい。

また、遺族年金については、これまで最低保障額の引上げ並びに高齢及び有子に対する加算措置等によりその改善を行ってきたところであるが、今後とも、適正な水準の確保に努めてまいりたい。

七 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に関する請願(第七三六号)

同

則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

八 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

九 女子の生活を向上させるために必要な諸施策の充実及び女子の社会参加の促進については、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げられているところであり、これまで必要な関連諸施策の充実に努めてきたものであるが、特に、農山漁村婦人の福祉と地位の向上については、同計画後期重点目標の重点課題として掲げているところでもあり、生活改良普及員を通じて生活全般についての総合的な指導を行い、実質的な社会参加ができるような環境づくりのための啓発・指導等を行うこととしており、政府としては、今後ともこれらの施策の一層の充実に努めてまいりたい。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としており、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにみかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の機会の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重

点としてその確保を図ってきたところであり、労働基準法研究会から、雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策についての審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基つき、現在、男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。

今後、政府としては右専門家会議の結論を踏まえ、婦人少年問題審議会の審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げているとおり、多くの女子が就労しているパートタイム労働については、適正な労働条件の確保のため監督・指導を行い、パートタイマーに対しても労働基準法が厳格に適用されるよう努めているところである。

なお、賃金等の労働条件は、労働基準法等の法令に抵触しない範囲において使用者と労働者の話し合いにより決定されるべきものである。

四 働く女子の母性保護については、婦人差別撤廃条約においても求められているところである。これまで母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、育児等に関しては、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」において、「育児等に関する環境の整備」をその重点課題の一つとして掲げており、育児休業制度の普及促進、保育所の保育時間の延長、留守家庭児童に対する必要な指導を行う児童館の増設等の留守家庭児童対策（学童保育対策）の充実等に努めているところであり、今後ともこれら施策の一層の充実に努めてまいりたい。

五 婦人差別撤廃条約は、分娩に関する適当な便益（必要な場合には無料にする。）を確保する旨規定している。分娩を現物給付の対象とすることは、現状からみて困難であるが、現金給付により分娩費用がカバーされるよう努めている。

六 女子に対する年金保障の在り方は、年金制度の基本的な体系にかかわる重要な問題であるため、今後とも関係審議会における審議等を踏まえて慎重に検討してまいりたい。

また、遺族年金については、これまで最低保障額の引上げ並びに高齢及び有子に対する加算措置等によりその改善を行ってきたところであるが、今後とも、適正な水準の確保に努めてまいりたい。

七 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

八 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問

し、同審議会において調査審議中である。

九 女子の生活を向上させるために必要な諸施策の充実及び女子の社会参加の促進については、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げられているところであり、これまでに必要な関連諸施策の充実に努めてきたものであるが、特に、農山漁村婦人の福祉と地位の向上については、同計画後期重点目標の重点課題として掲げているところでもあり、生活改良普及員を通じて生活全般についての総合的な指導を行い、実質的な社会参加ができるような環境づくりのための啓発・指導等を行うこととしており、政府としては、今後ともこれらの施策の一層の充実に努めてまいりたい。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としておられるところであり、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであり、労働基準法研究会から、雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策についての審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基つき、現在、男女平等問題専門家会議で、

男女平等のガイドラインの検討が行われている。

今後、政府としては右専門家会議の結論を踏まえ、婦人少年問題審議会の審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げているとおり、多くの女子が就労しているパートタイム労働については、適正な労働条件の確保のため監督・指導を行い、パートタイマーに対しても労働基準法が厳格に適用されるよう努めているところである。

なお、賃金等の労働条件は、労働基準法等の法令に抵触しない範囲において使用者と労働者の話し合いにより決定されるべきものである。

四 働く女子の母性保護については、婦人差別撤廃条約においても求められているところである。これまでに母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、育児等に関しては、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」において、「育児等に関する環境の整備」をその重点課題の一つとして掲げており、育児休業制度の普及促進、保育所の保育時間の延長、留守家庭児童に対する必要な指導を行う児童館の増設等の留守家庭児童対策(学童保育対策)の充実等に努めているところであり、今後ともこれら施策の一層の充実に努め

婦人差別撤廃条約の早期批准に関する請願(二件)(第八七一・九三二号)

同

てまいりたい。

五 婦人差別撤廃条約は、分娩に関する適当な便益(必要な場合には無料にする。)を確保する旨規定している。分娩を現物給付の対象とすることは、現状からみて困難であるが、現金給付により分娩費用がカバーされるよう努めている。

六 女子に対する年金保障の在り方は、年金制度の基本的な体系にかかわる重要な問題であるため、今後とも関係審議会における審議等を踏まえて慎重に検討してまいりたい。

また、遺族年金については、これまで最低保障額の引上げ並びに高齢及び有子に対する加算措置等によりその改善を行ってきたところであるが、今後とも、適正な水準の確保に努めてまいりたい。

七 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

八 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

九 女子の生活を向上させるために必要な諸施策の充実及び女子の社会参加の促進については、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げられているところであり、これまで必要な関連諸施策の充実に努めてきたものであるが、特に、農山漁

婦人差別撤廃条約の批准促進に関
する請願(第一九九〇号)

同

村婦人の福祉と地位の向上については、同計画後期重点目標の重点課題として掲げているところでもあり、生活改良普及員を通じて生活全般についての総合的な指導を行い、実質的な社会参加ができるような環境づくりのための啓発・指導等を行うこととしており、政府としては、今後ともこれらの施策の一層の充実に努めてまいりたい。

一 婦人差別撤廃条約批准のため国内法制等諸条件の整備に努めることは、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」の重点課題としており、右条約が、昭和五十六年九月三日に発効したことにもかんがみ、関係各省庁との連絡調整を密にしてできる限り早い時期に批准し得るよう諸条件の整備に努めてまいりたい。

二 婦人差別撤廃条約においても求められている雇用における男女の均等及び待遇の平等については、これまで婦人労働対策の重点としてその確保を図ってきたところであり、労働基準法研究会から、雇用における男女平等法の制定、女子労働者に対する保護規定の再検討などを提言する研究報告が労働大臣あてに出されている。また、婦人少年問題審議会においても、雇用における男女平等を確保するための法的整備を含む諸方策についての審議が行われて来たところであるが、更に審議を進めるためには、まず男女平等とは何かを明らかにする必要があるとの考え方に基つき、現在、男女平等問題専門家会議で、男女平等のガイドラインの検討が行われている。

今後、政府としては右専門家会議の結論を踏まえ、婦人少年問題審議会の審議を経て法的整備を含む男女平等実現のための諸施策を具体的に検討してまいりたい。

三 「婦人に関する施策の推進のための国内行

動計画後期重点目標」に掲げているとおり、多くの女子が就労しているパートタイム労働については、適正な労働条件の確保のため監督・指導を行い、パートタイムに對しても労働基準法が厳格に適用されるよう努めているところである。

なお、賃金等の労働条件は、労働基準法の法令に抵触しない範囲において使用者と労働者の話し合いにより決定されるべきものである。

四 働く女子の母性保護については、婦人差別撤廃条約においても求められているところである。これまで母性保護については、労働基準法、勤労婦人福祉法等に基づき、各種施策を推進してきたところであるが、労働基準法研究会から妊娠、出産に係る母性保護は次代を担う国民の健全な育成という観点からも重要であるため更に充実すべきであるとの報告が出されているので、今後とも、政府としては、男女平等問題専門家会議の検討結果、婦人少年問題審議会の審議等を踏まえ、母性保護に関する施策の充実を図ってまいりたい。

また、育児等に関しては、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」において、「育児等に関する環境の整備」をその重点課題の一つとして掲げており、育児休業制度の普及促進、保育所の保育時間の延長、留守家庭児童に対する必要な指導を行う児童館の増設等の留守家庭児童対策(学童保育対策)の充実等に努めているところであり、今後ともこれら施策の一層の充実に努めてまいりたい。

五 婦人差別撤廃条約は、分娩に関する適当な便益(必要な場合には無料にする。)を確保する旨規定している。分娩を現物給付の対象とすることは、現状からみて困難であるが、現金給付により分娩費用がカバーされるよう努めている。

六 女子に対する年金保障の在り方は、年金制度の基本的な体系にかかわる重要な問題であるため、今後とも関係審議会における審議等を踏まえて慎重に検討してまいりたい。

また、遺族年金については、これまで最低保障額の引上げ並びに高齢及び有子に対する加算措置等によりその改善を行ってきたところであるが、今後とも、適正な水準の確保に努めてまいりたい。

七 現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、婦人差別撤廃条約との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応振り等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

八 婦人差別撤廃条約は、女子に対し、国籍の取得、変更及び保持並びに子の国籍に関し、男子と同等の権利を与える旨規定している。これらの国籍に関連する事項については、国籍法に定められているところであるが、同法の改正については、昭和五十六年十月三十日法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問し、同審議会において調査審議中である。

九 女子の生活を向上させるために必要な諸施策の充実及び女子の社会参加の促進については、「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」に掲げられているところであり、これまで必要な関連諸施策の充実に努めてきたものであるが、特に、農山漁村婦人の福祉と地位の向上については、同計画後期重点目標の重点課題として掲げているところでもあり、生活改良普及員を通じて生活全般についての総合的な指導を行い、実質的な社会参加ができるような環境づくりのための啓発・指導等を行うこととしており、政府としては、今後ともこれらの施策の一層の

民間金融機関の発展強化に関する
請願(二件)(第八九三・九三三号)

大蔵省

充実に努めてまいりたい。

民間金融機関は、国民大衆から広く預金を受け入れるとともに、経済の各分野への円滑な資金供給を行うことを通じて、国民の資産形成と、国民生活の向上に多大の貢献をしてきたところであり、まさに自由主義経済社会を支える枝ともなり、幹ともなっている。

特に、地域経済においては、地方公共団体の縁故債引受け、中小企業金融など、その資金需要にも従来から積極的に応じてきたところであり、また、個人金融分野においても、個人向け貸付けの拡充、新商品の開発等、各種個人金融サービスの充実に努め、国民のニーズの多様化への対応を図っている。

今後とも、民間金融機関が自由な競争を通じて民間企業としての活力を発揮しつつ、我が国経済の発展と国民生活の安定、向上に重要な役割を果たしていくことが期待されている。したがって、政府としても、民間金融機関が、将来にわたって我が国の経済社会の発展にとって大きな貢献を続けることができるよう、一層の努力をしてまいりたい。

私学助成の大幅増額等に関する請願(四件)(第三六・七〇・八六・一三六二号)

文部省

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助の主要な補助対象項目についてはすでに二分の一補助となっているところである。

三 (一) 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

学校教育における教科内容に関する請願(第七三号)

同

大幅私学助成に関する請願(十四件)(第一四・一四六・一七六・二二三・二五三・二九四・三三一・四二六・五七九・六〇六・七一六・九二三・一三六一・一六四八号)

同

(二) 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

四 高校生の急増に対処するため私立高等学校新増設建物整備費補助を年々拡充しているところである。

五 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎地の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところである。

六 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、その点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

現在、我が国の学校教育は、男女平等の原則の下に行われており、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を行うよう配慮しているが、「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」との関連で現行の教育内容が問題ないかどうか条約の解釈について検討を行っているが、諸外国の実情、諸外国の署名後の対応ぶり等をも調査するなどして、なお検討してまいりたい。

なお、女子の科学技術教育については、今後とも留意してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところである。

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十五回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

五〇

り、私立大学等経常費補助の主要な補助対象項目については、すでに二分の一補助となっているところである。

三 (一) 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

(二) 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎県の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところである。また、昭和五十七年度にはヒノエウマの影響による高校生徒の急減に対応するため一般補助の中で二十億円増額しているところである。

五 高校生の急増に対処するため私立高等学校新增設建物整備費補助を年々拡充しているところである。

六 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、この点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、緊急の財源措置を行うこと及び授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助の主要な補助対象項目については、すでに二分の一補助となっ

私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願(四件)(第八九四・一〇三七・一一一一・一七四六号)

同

三 私立の高等学校等に対する経常費助成費補助については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って年々その推進に努めてきたところであり、過疎県の私立高等学校に対する特別補助についても、その充実に努めてきたところである。

四 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、この点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助の主要な補助対象項目については、すでに二分の一補助となっているところである。

三 (一) 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員については、その給与等を経常費補助の対象としているところである。

(二) 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 過疎地の私立高等学校については、私立高等学校等経常費助成費補助の中に「過疎県の私立高等学校に対する特別補助」を計上し、年々その推進に努めているところである。また、昭和五十七年度にはヒノエウマの影響による高校生徒の急減に対応するため一般補助

私学の学費値上げ抑制等に関する請願(第五三四号) 同

私学の学費値上げ抑制・私学助成の拡大に関する請願(二十五件)
(第八九七・九二〇・九四七・九六九・九七〇・九七一・一〇一三・一一一三・一一一四・一二三〇・一二九一・一四二三・一四二八・一四八〇・一五〇五・一五二八・一五八三・一五八四・一七一〇・一七八七・一八五三・二二六九・二三五四・二四〇一・二四三一号)

同

教育の充実に関する請願(二件)
(第一四七二・二四三三三号)

同

の中で二十億円増額しているところである。
五 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、この点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところである。

三 (一) 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としているところである。

(二) 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 高校生の急増に対処するため、私立高等学校新増設建物整備費補助を年々拡充しているところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、この点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

一 公立高等学校新増設に対する国庫補助は、高校生急増対策として昭和五十一年度から五年間の時限的特例措置として行ってきたものであるが、昭和五十六年度以降も高校生急増の状況が見込まれるので、五年間の延長を図った。

また、昭和五十七年度予算政府原案においては、地方公共団体の計画に見合う百九十三億七千三百万円を計上しているほか、昭和五十七年度地方債計画においてそのための起債を千二百八億円計上しており、これらの措置により高等学校新増設の円滑な実施が図られるものと考えている。

高校用地取得費を国庫補助の対象とする点については、義務教育施設の場合においても一般的には実施していない等の事情にあるところから、これを補助の対象とすることは極めて困難である。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

三 公立義務教育諸学校の学級編制については、昭和五十五年度から四十人学級の実現を含む第五次教職員定数等改善十二年計画を発足させたところであり、この改善計画については、第九十五回国会において成立した「行革関連特例法」の趣旨も踏まえて財政事情等諸般の事情を考慮しつつ、その円滑な実施に努めてまいりたい。

四 義務教育諸学校の教科用図書は無償給与は、昭和五十七年度においても継続することとしている。

五 学校教育においては、男女の平等及び相互の理解と協力についての学習を教育活動全体を通じて充実するよう配慮しているが、今回、教育課程審議会の答申に基づき、学習指導要領を改訂し、小学校の「家庭」については従前通り男女が共に履修することとし、中学校の「技術・家庭」については、従来の男子向き、女子向きの区分をやめ、男子にも家庭系列の領域を、女子にも技術系列の領域を履修させることとし、また、高等学校の「家庭一

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十五回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

五二

私学の学費値上げ抑制、教育研究の発展に関する請願(二件)(第一九九一・一九九七号) 同

私立大学に対する国庫助成の削減 同
反対等に関する請願(第二一九四)

般)については、女子が家庭生活の主たる経営者であるという実情に対する教育上の配慮に基づき四単位を女子に必修としたが、男子が選択して履修する場合の配慮を特に明記した。

新学習指導要領に基づき、これらの教育の円滑な実施に努めてまいりたい。

なお、女子の科学技術教育については、今後とも留意してまいりたい。

一 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、授業料等学費に対する直接的な補助を行うことは考えていない。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところである。

三 (一) 教員の配置をどのように充実していくかについては、学校法人がその経営責任に基づいて行うものであるが、現に配置されている教員についてはその給与等を経常費補助の対象としていっているところである。

(二) 施設・設備の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

四 高校生の急増に対処するため、私立高等学校新増設建物整備費補助を年々拡充しているところである。

五 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、この点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

一 私立大学等経常費補助については、昭和五十七年度において厳しい国の財政状況のもと

号)

で臨時行政調査会の第一次答申もあり、前年度と同額の二千八百三十五億円を計上しているところである。

二 私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法の趣旨に沿って経常費補助を中心に年々その推進に努めてきたところであり、私立大学等経常費補助の主要な補助対象項目については、すでに二分の一補助となっているところである。

三 私立大学等経常費補助の配分については、私立学校振興助成法及び同法施行令等に基づき、各学校法人に対しこの補助金の交付を行う日本私学振興財団が各大学の教育条件等を勘案した配分基準を定め、各大学ごとの交付額を決定しているところである。

現行の補助金の配分方法は、基本的には私立学校振興助成法の趣旨に沿った適切かつ妥当なものと考えているが、今後とも配分方法をより効率的なものにするよう検討改善してまいりたい。

四 日本育英会の育英奨学事業については、第二次臨時行政調査会の第一次答申において、その見直しが求められており、この点も含めて、今後慎重に検討してまいりたい。

五 私立学校の施設の整備資金については、日本私学振興財団が長期・低利の貸付けを行っているところである。

厚生省

国民健康保険組合療養給付費補助金等に関する請願(五十八件)(第五・一〇六・三三二・四四六・四四七・四四八・四四九・四五〇・四五一・四五二・四五三・四五四・四五五・四五六・四五七・四五八・四五九・四六〇・四六一・四六二・四六三・四六四・四六五・四六六・四六七・四六八・四六九・四七〇・四七一・四七二・四七三・四七四・

一 国民健康保険組合に対する療養給付費補助金については、従来の療養の給付費等の額の二十五パーセントの補助を、昭和五十三年度より、組合の財政力等を勘案して二十七パーセントから四十パーセントの補助に引き上げたところであり、昭和五十七年度予算においても、従前と同率の補助を予定しているところである。また、国民健康保険組合臨時調整補助金については、昭和五十七年度予算において七十五億円を予定しているところであ

四七五・四七六・四七七・四七八・
四七九・四八〇・四八一・四八二・
四八三・四八四・四八五・四八六・
四八七・四八八・四八九・四九〇・
四九一・四九二・四九三・四九四・
四九五・四九六・四九七・四九八・
四九九・五〇〇号)

保育所の建設と施設運営の改善等
に関する請願(三件)(第二一・一
〇一五・一〇四二号)

同

る。

二 高額療養費に対する補助については、国民健康保険組合臨時調整補助金の中で措置しているところである。

三 国民健康保険制度の改正については、国、地方の役割分担を含め、医療保険制度全体の体系の中における制度の在り方について検討することとしているところである。

一 保育所の建設については、その需要を勘案しつつ、その整備に努めてきたところである。今後は、要保育児童数等を勘案しながら、大都市近郊の人口急増地域等保育所の不足している地域に重点を置いてその整備に努めてまいりたい。

二 保育所の施設整備費については、毎年度建築資材価格、労務費の動向等を勘案し、補助基準単価の引上げを行っているところである。今後ともその改善に努めてまいりたい。

三 無(未)認可保育所については、基本的には認可保育所の整備を推進することが先決であると考えており、認可保育所としての要件を備えることができるよう個々の実情に応じて十分指導に努めてまいりたい。

四 へき地保育所については、昭和五十七年度において、保育の給与を引き上げるとともに、定員六十人以上の規模の施設については、保育を二人から三人に増員するなど改善を図ることとしている。今後とも実情を勘案しながら改善に努力してまいりたい。

五 院内保育事業については、看護婦確保対策の一環として看護職員の離職防止及び未就業看護職員の就業促進のため、その運営費の一部を助成することとしており、看護婦の就業状況等を勘案しつつ予算の範囲内で助成を行っているところである。

六 三歳以上児に完全給食を実施することについては、施設整備費や運営費に多額の財政負担を要するなど問題が多く、現在のところこれに踏みきる考えはない。

七 保育所運営費については、従来から改善に努めており、昭和五十七年度においても所要の改善措置を講じたところである。今後とも運営費の改善に努めてまいりたい。

八 (一) 保育所の保育時間については、一日八時間を原則としているが、保護者の労働時間その他家庭の状況等に応じた保育時間を確保するため保育の時差出勤等ができるよう最低基準で定める保育定数のほかに保育の加配の措置を講じているところである。また、都市及びその周辺であって延長保育を要する児童の多い地域については五十六年度から延長保育特別対策を実施しており、五十七年度においてもこれにつき所要の改善措置を講ずることとしたところである。今後ともこれらの対策の充実に努めてまいりたい。

(二) 医療を必要とする病児については、保育所の設備機能からみて適切な保護を加えることが困難なこと、他の乳幼児に対する悪影響も予想されることから、保育所に入所させることは不適當と考えている。なお、入院患児についても特別の措置を講ずることは考えていない。

九 乳児保育については、乳児は、疾病・事故等に対して無力であり、また、この時期は将来の人間形成の基礎づくりが行われる最も重要な時期であるため乳児保育はこれらの特性に十分留意して行われるべきものであり、まず、育児休業(職)制度等母親自ら保育しうるような条件の整備に努める必要があると考えている。

やむを得ず乳児を保育所において保育する場合には、乳児の生命の安全の保持及びその心身の順調な発達が保障されるよう十分配慮する必要がある、このような観点に立って昭和

和四十四年度から乳児保育特別対策を実施しているところであるが、昭和五十二年、昭和五十四年度に引き続き、昭和五十六年度においても対象の拡大を図ったところである。今後とも乳児保育の特性を十分考慮しつつその在り方について検討してまいりたい。

十 保育所における職員の労働条件の改善については、従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。

昭和五十七年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講ずることとしている。

また、保育所等における労働基準法違反の防止、職業性疾病の防止のための監督指導を重点的に行っており、保育所に勤務している保母等の腰痛その他の疾病については、当該疾病が保育業務に起因して生じたものと認められれば保険給付を行っているところである。

なお、保育所職員の給与については、国家公務員の給与体系に準拠して算定しており、毎年人事院勧告に伴う給与の引上げのほか保母については特殊業務手当、給与特別改善費の支給の措置を講じているところである。

また、民間施設については、公私格差是正等のための民間施設給与等改善費を支給しているところである。

十一 保母の養成については、従来から保母養成施設に対する助成、保母修学資金貸与制度の実施等の対策を講じているところである。今後ともこれらの対策の充実に努めてまいりたい。

十二 児童福祉法は、保育所において児童の保育に要する経費は児童の扶養義務者がその全額を負担することを原則とし、扶養義務者にその能力がなく負担が困難と認められる場合

身体障害者福祉法の改正による中 同

には、その一部又は全部を国及び地方公共団体が負担することとしている。このため、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯からはその徴収を行わず、それ以上の所得階層に対しては、扶養義務者の負担能力等を勘案して、毎年度適正な徴収基準を定めて一定額の費用徴収を行っているところである。今後とも適正な徴収基準の設定に努めてまいりたい。

十三 留守家庭児童対策(学童保育対策)については、従来から児童館等においてこれらの児童に対し必要な指導を行うとともに、子ども会等の地域組織の育成等に努力しているところである。特に、都市部においては、児童館等の整備の現状を勘案し、当面、地域の主体的活動を助長するという奨励的観点から都市児童健全育成事業の推進を図っている。

十四 児童手当については、第九十五回国会において成立した行革関連特例法により、所得制限及び給付に関し三年間の特例措置が講じられたところである。

児童手当制度の今後の在り方については、同法においてこの制度全般の検討が明記されているので、各方面の議論や社会経済情勢の動向を勘案しつつ、制度の存続を前提として幅広い角度から検討を行い、三年後を目途に所要の措置を講ずることとしている。

十五 乳幼児の健康の保持及び増進を図るためには、定期的な健康診査を受けることが重要であることから、乳幼児の発達、発育段階に応じた健康診査、歯科健康診査を実施しているところであり、今後ともこれらの施策の充実を図ってまいりたい。

十六 障害児の保育対策については、昭和五十七年度においても、対象児童の増員を図ることとしており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

身体障害者福祉法は、原因の如かんを問わず、

五五

いては従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。昭和五十七年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講じることとしている。

七 現在、保育所の保育単価の定員区分については、主として保母一人当たりの受持児童数が四歳以上児の場合三十人であることを勘案して、三十人きざみとしているところである。

この保育単価については、定員規模別に分けられているほか、国家公務員の調整手当の支給地域に準じた四種の地域別、所長の設置・未設置別、児童の年齢別等ときめ細かく積算される方式がとられており、市町村の事務量等からみても現行の定員区分を改め、十人きざみの保育単価とすることは困難である。

一 手話通訳資格認定の制度化については、その前提として、標準手話用語を増やすこと及び手話用語を教えることができる指導者の養成が必要であることから、現在、関係方面と協力してこれらの前提条件の整備に努めているところであり、今後とも、これらの整備状況の推移も見極めつつ、鋭意検討してまいりたい。

二 テレビ番組に字幕・手話通訳を挿入するかどうかは、放送番組の編集に属する事項であり、放送番組については、放送法第三条の規定により、法律に定める権限に基づく場合でなければ何人からも干渉され、又は規律されることがないとされている。

したがって、テレビ番組に字幕・手話通訳を挿入することは放送事業者が自主的に決めるべきものであり、政府が放送事業者を指導することは許されていないものである。

三 文字多重放送においては、テレビ画面に関連して二行程度の字幕を重ねて表示すること

無認可障害者作業所の助成に関する請願(三件)(第一八三三・二四四一・二四四二号)

海外残留遺族等に対する援護措置に関する請願(第二四一四号)

が可能であり、聴力障害者が情報入手を図る上で極めて有効な手段と考えられる。

この文字多重放送の方式及び技術基準については、昭和五十六年三月電波技術審議会の答申を得たところであり、政府としても、技術開発の成果はできる限り速やかに国民に還元すべきものと考え、現在、利用方法、実施主体等制度上の諸問題について鋭意検討を行っているところである。

今後は、関係者の意見等をも参考にしながら、実用化のための具体的成案を得るべく積極的に措置してまいる所存であり、実用化の暁には、聴力障害者のための字幕放送の実施も可能となると考えている。

障害者のための作業施設については、従来より、働く障害者の健康と安全、職員の労働条件、施設運営の安定性等の面から一定の構造設備、専門職員の配置等が必要であるとの考えに立って精神薄弱者福祉法及び身体障害者福祉法に基づき定員二十人以上の通所授産施設を制度化し、整備費、運営費(措置費)の助成を行っているところであり、認可基準に合致しない小規模の施設については、認可基準に合致する施設への切換えを指導しているところである。

なお、精神薄弱者については、精神薄弱者通所援護事業を、身体障害者については、在宅障害者デイ・サービス事業を行っており、精神障害者については、デイ・ケア施設等の整備の促進を図っているところである。

海外に残留する未帰還者等の調査及び引揚者の援護等については、中国残留孤児の肉親調査をはじめとして未帰還者等の調査を行い、また、引揚者の社会生活の安定のための措置等を講じているところであり、今後ともその充実強化に努めてまいりたい。

手話通訳の制度化等に関する請願 同 (第一五五号)

保育所振興対策の確立に関する請願
(第二五三二号)

同

一 保育所措置費については、従来からその改善に努めているところである。今後とも実情を踏まえ、改善に努力してまいりたい。

二 児童福祉施設最低基準については、昭和二十三年に制定されて以来数次にわたる改正を行ってきたところである。今後とも実情に沿うよう検討してまいりたい。

三 保育所における職員の労働条件の改善については従来から保母定数の改定、年休代替要員費の充実を図るなど鋭意努力しているところである。昭和五十七年度においても、業務省力化等勤務条件改善費の拡充により、職員の勤務時間の一層の短縮を図るなど所要の改善措置を講ずることとしている。

また、保育所職員の専門職化については、保育所の機能と役割を十分遂行しうる優れた資質と高い専門性を有する保育所職員を確保することの重要性にかんがみ、従来から保育所職員の養成研修制度の改善充実等を図ってきたところであるが、保育所職員の身分・免許制度の問題は、他の社会福祉施設従事職員等との関連もあり、なお慎重な検討を要する問題であると考えている。

四 障害児保育等の特別保育対策については、昭和五十七年度においても、障害児保育事業の対象児童の増員を行う等の拡充を図ることとしており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

漁港の整備促進等に関する請願
(第二七二二号)

農林水産省

一 第六次漁港整備長期計画策定後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化に対応して、漁港整備を計画的に推進するため、新たに昭和五十七年度を初年度とする第七次漁港整備長期計画を策定した。

また、漁港整備事業に係る昭和五十七年度予算は、第七次漁港整備長期計画の初年度として所要の予算を計上しており、その執行に当たっては、沿岸漁業の基地となる漁港等に

林業木材業等不況緊急対策に関する請願(第四三三二号)

同

重点を置いて効率的な事業の推進に努めてまいりたい。

二 昭和五十七年度においては、漁業集落環境整備事業について、対昭和五十六年度比一〇二パーセントの、また、漁港環境整備事業について、昭和五十六年度と同額の予算を計上し、事業の推進を図ることとしている。

三 漁港海岸事業に係る昭和五十七年度予算は、第三次海岸事業五箇年計画の二年度目として昭和五十六年度と同額を計上している。

漁港海岸事業の予算の執行に当たっては、津波、高潮等による災害の危険性の大きい海岸及び侵食の著しい海岸に重点を置いて効率的な事業の推進に努めてまいりたい。

四 漁港維持修繕費に対する国庫補助制度の創設については、漁港施設の整備の現状及び厳しい財政事情からみて、その整備拡充を図ることが先決であること等により、早急な実現は困難であると考えている。

一 林業木材業の経営の安定を図るため、次の事項の実現に努力することについては、
(一) 国産材の振興については、林道等林業生産基盤の整備、国産材の生産から流通加工に至る供給体制づくり、国産材産業振興資金等の低利融資等各般の施策を講じているところである。

また、我が国の木材需給については、自分の間相当量を外材に依存せざるを得ないと見込まれることから、今後とも需要に見合った外材の秩序ある安定的な輸入を図る必要があると考えており、このため、外材輸出国との間の情報と意見の交換、資源の維持培養に対する協力等に努めるとともに、需要に見合った秩序ある安定的な輸入が確保されるよう主要木材についての短期需給見通しの作成、公表及びこれに即した輸入のための関係業界に対する指導等の措

置を講じているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

更に、国有林材の販売については、従来から地域林業の形成、地元産業の振興に資するよう行ってきたところであり、今後ともその適切な実施を図ってまいりたい。

(二) 中小企業者に対する融資については、現下の林業、木材業界をとりまく厳しい諸情勢に対処するため、国産材産業振興資金、中小企業体質強化資金の円滑な融資等各種の金融対策を講じているところであり、今後ともその適切な実施を図ってまいりたい。

(三) 林材業労働力の育成確保対策については、林業振興対策を充実させるとともに、林業退職金共済事業、基幹林業技能者育成確保対策事業等の実施を通じて労働条件の向上、基幹的な林材業労働者の育成等を推進しているところであり、今後ともその適切な実施を図ってまいりたい。

(四) 木材産業構造改善施策については、木材産業をめぐる厳しい状況に対処するため、昭和五十七年度において、木材産業の過剰設備の廃棄、生産方式の合理化等を促進する木材産業再編整備緊急対策の確立を図るとともに、国産材産業振興資金の活用により、外材から国産材への原料転換を促進することとしている。

二 住宅建設を促進し木材需要の拡大を図るため、次の事項の実現に努力することについては、

(一) 宅地供給の円滑化については、地価の安定を図りつつ、国民に良好な住環境の下で安定した住生活を営むことができるように、計画的に良好な宅地供給の促進を図っていくため、今後とも、

ア 市街化区域農地の宅地化の促進
イ 公的機関による計画的宅地開発及び政

策金融の拡充等による民間の優良な宅地開発の推進

ウ 関連公共公益施設の整備の推進等の施策を総合的かつ積極的に推進してまいりたい。

また、木造建築の工法等について適切な見直しを行い、木造住宅の建設の推進を行うことについては、政府において、これまでその工法の合理化を促進するため、各種技術開発を進めてきたところであり、今後技術開発を一層推進するとともに、その開発成果について小規模建設業者等を対象として普及を進めていくこととしている。

(二) 住宅金融公庫融資については、従来より、国民の持家取得の円滑化と居住水準の向上を図るため、その拡充に努めてきているが、昭和五十七年度の予算においても、無抽選による貸付けに必要な融資枠の確保と貸付け条件の大幅な改善を図ることとしている。

すなわち、融資予定戸数五十四万戸の確保による無抽選による貸付けを継続するほか、貸付限度額の引上げ(五百五十万円→六百二十万円)、ステップ償還期間の延長(三年→五年)、規模別貸付制度の導入(百十平方メートル超の住宅について貸付額の加算(六十万円)を行うとともに、百十平方メートル超百三十五平方メートル以下の住宅について貸付金利を六・五パーセント以内とする)、耐久性に優れた木造住宅に対する割増貸付の創設(二十万円)及び財形持家融資に係る利子補給制度の創設等の貸付条件の拡充、改善を図ることとしている。

(三) 木造公営住宅については、従来、過疎地域等の地域を限定してその建設を行ってきたところであるが、近年の住宅建設をとりまく状況の変化にかんがみ、昭和五十六年度においては、地方都市であっても、その

農業の基盤整備並びに農村環境整備の現行補助制度の存続等に関する請願(第四三五号)

同

縁辺部等周辺の土地利用の状況、延焼の恐れ等を総合的に勘案し、支障がないと認められる地域においては、木造公営住宅の建設を認めることとし、そのように地方公共団体を指導しているところである。

また、官庁施設については行政サービスを行う場としての機能を保持するとともに、国民の公共施設として、便利で安全なものでなければならない。このため、官庁施設は、耐火・耐震構造として建設する必要がある。

したがって、原則的には、木材の使用は極めて限定されるところであるが、防災等に十分配慮のうえ、必要に応じて木材を使用しているところである。

(四) 地域特別分譲住宅制度は、地域の住宅事情に対応しつつ、住宅金融公庫の融資の充実と地方公共団体による援助との連携を行い、比較的所得の低い階層による持家取得を容易にすることを目的として昭和五十六年度に発足したものであるが、昭和五十七年度においては、対前年度千五百戸増の六千五百戸を供給することとしており、本制度の充実に努めているところである。

農業基盤整備事業については、昭和五十七年度は八千九百九十七億円(前年度八千九百九十七億円)の予算を計上しており、新規事業を極

台風十五号による被災農家の救済等に関する請願(第五三九号)

同

力抑制することにより、継続事業の着実な推進と事業効果の早期発現に配慮しつつ、排水対策等水田の汎用化のための事業、農村の総合的環境整備のための事業等に重点を置いて推進してまいりたい。

また、現行補助制度については、原則的には現行制度を維持する考えであるが、今後の財政事情、農業の動向等をふまえた上で対処していく必要があると考えている。

一 昭和五十七年度の転作等目標面積については、二年連続の不作という実情等にかんがみ転作の円滑な推進を図るため、特別措置として、昭和五十六年度と同様の軽減措置を講じることとしている。

二 被害農業者に対する既貸付金については、実情に応じ、償還猶予等の貸付条件の緩和が図られるよう関係金融機関に依頼したところである。

三 農業共済組合等に対し共済金の早期支払い等を指導するとともに、岩手県外十道県の水・陸稲を対象に損害評価の特例措置を実施したところである。

また、事務費国庫負担金についても配意しているところである。

四 規格外米については、昭和五十六年の被害の状況にかんがみ、自主流通米として販売する途を開くとともに、被害の著しい地域にお

いて、自主流通米として流通することが困難なものであって主食用として充当し得るものについては政府買入れを行うこととし、既に買入れを行ったところである。

等外米については、主食用として供されなものである、従来から政府買入れの対象としないこととしている。

五 農地、農業用施設の復旧については、復旧計画の早期樹立を図るための措置、緊急査定の実施等により早期復旧に努めたところである。

また、今次災害の迅速かつ円滑な復旧のため、特に初年度進度を引き上げることとしたところである。

更に、再び災害を受けるおそれのある場合については、災害関連事業の実施等により施設の補強又は改良に努めたところである。

一 食糧制度については、「自主流通米も含めて国民の必要とする米を、国が責任をもって管理することにより、生産者に対してはその再生産を確保し、また、消費者に対しては安定的にその供給を果たす」という制度の基本を維持しつつ、過剰・不足いかなる食糧事情にも的確に対応し得るよう食糧管理法を改正したところであり、その適切な運用を行ってまいりたい。

二 昭和五十六年産米の政府買入価格について

畜産経営の危機打開に関する請願
(二件(第八五九・九三七号))

同

は、食糧管理法の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として、米価審議会の議を経て〇・五パーセントの引上げを行ったところである。

三 農業基盤整備事業については、昭和五十七年度は、八千九百九十七億円(前年度八千九百九十七億円)の予算を計上しており、新規事業を極力抑制することにより、継続事業の着実な推進と事業効果の早期発現に配慮しつつ、排水対策等水田の汎用化のための事業、畑作振興のための事業、農村の総合的環境整備のための事業等に重点を置いて推進してまいりたい。

一 畜産経営の安定を図るため、長期借入金金の償還が構造的に困難となっている酪農経営に對してはその負債整理をするための長期低利の資金を、その他の酪農経営及び肉用牛経営に對しては経営安定のための長期低利の資金を融通している。

二 加工原料乳の保証価格及び限度数量については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、また、指定食肉の安定価格については、畜産物の価格安定等に関する法律に基づき、畜産振興審議会の意見を聴いて適正に定めており、今後ともこれらの制度の適切な運用に努めてまいりたい。

食糧制度、昭和五十六年産米価、同
農業基盤整備事業等に関する請願
(第七三七号)

農協金融の機能拡充強化に関する
請願(二件)(第八九一・九三九号)

同

林業危機の打開に関する請願(第
九四〇号)

同

三 飼料価格の安定については、配合飼料の価格変動が畜産経営に与える影響を緩和するため、配合飼料価格安定基金制度を設け、その適切な運用に努めているところである。

四 畜産経営に対する診断指導等を行う事業については、昭和五十七年度においても畜産総合対策の一環として、引き続き実施してまいりたい。

一 農協金融については、これまでその機能の充実に努めてきたところであり、今後とも農民の協同組織としての農業協同組合の基本的な性格を踏まえつつ、組合員の要請に十分応えられるよう、適切な金融機能の一層の充実に努めてまいりたい。

二 中小企業者に対する事業金融を主として担当する両公庫の業務の取扱いについては、農民の協同組織としての農業協同組合の特性からして、なじみ難いものと考えている。ただし、現在、国民金融公庫の業務のうち進学資金の貸付け業務については、事業金融とは性格を異にすること等から、農業協同組合の窓口でも取り扱っているところである。

一 森林・林業の発展を図るため、林道等林業生産基盤の整備、治山事業の計画的な実施をはじめ木材産業の再編整備、林産集落振興対策の実施、松くい虫対策の強化等総合的な森

林・林業施策を推進しているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

二 木材の需要拡大については、プレカット部材による在来工法住宅の展示等を行うこととしていくほか、木質住宅部材等の新製品の開発、間伐材の利用技術開発等を進めているところであり、今後とも需要拡大に努めてまいりたい。

また、木材価格の安定については、主要木材の短期需給見通しの作成、公表とこれに基づく安定輸入のための関係業界に対する指導を強化するとともに、製材及び合板の備蓄等を実施しているところである。

三 林業従事者を確保するため、林業退職金共済事業の推進をはじめとする労働条件の向上、基幹的な林業労働者の育成等を図る林業労働力対策を実施するとともに、林業後継者の育成・確保を図るため、林業後継者の学習活動の推進、グループ・リーダーの育成、一般青少年に対する普及啓もう等の事業を総合的に実施しており、今後ともこれらの対策の充実に努めてまいりたい。

四 林業金融については、国産材産業振興資金及び林業改善資金の貸付枠の拡大及び貸付条件の改定並びに農林漁業金融公庫林業関係資金の貸付条件の改定を図ることとしており、今後ともその充実に努めてまいりたい。

五 森林の公益的機能を受益する側もその費用

郵便貯金の現行制度の存続に関する請願(二件)(第八七三・九四一
号)

郵政省

の一部を負担する森林の公益費用分担制度の在り方については、従来からも各種の調査を行ってきたところであり、引き続き検討を進めることとしている。

六 カラマツ材の利用開発については、従来から「国産材の多用途利用開発に関する総合研究」の一環として、都道府県が行う試験研究について助成してきているところであり、今後とも努力してまいりたい。

活力ある福祉社会の実現のためには、自助努力による貯蓄の重要性が増大していることにかんがみ、制度創始以来、国民の経済生活の安定とその資産形成に貢献してきている郵便貯金としては、今後とも国民のニーズに即応したサービスを提供することによって、貯蓄心のかん養と国民生活の安定、向上に努めてまいりたい。

また、郵便貯金資金については、財政投融资を通じて、地方財政や住宅、中小企業、道路整備、資源エネルギー等の各分野への資金供給を行ひ、我が国の経済社会の発展に大きく貢献してきており、今後とも、郵便貯金資金の役割は大きいと考える。

住宅・宅地政策に関する請願(百八十九件)(第一一五・一一六・一一七・一一八・一一九・一二〇・一二一・一二二・一二三・一二四・

昭和五十七年度住宅金融公庫予算では、貸付予定戸数五十四万戸の確保による無抽選による貸付を継続するほか、貸付限度額の引上げ、ステップ償還期間の延長、規模別貸付制

一二五・一二六・一四九・一七三
一七四・一八一・一八二・一九〇
一九一・一九二・二〇一・二〇二
二一三・二二二・二四三・二五〇
二六八・二六九・二八五・二八六
二八七・二八八・二八九・二九九
三〇〇・三〇一・三〇二・三〇三
三二三・三三二・三三七・三三八
三四四・三六三・三六四・三九七
三九八・四一五・四一六・四一七
四二一・五〇五・五〇六・五一三
五二二・五四八・五七〇・五七五
五八二・五九五・六一一・六一五
六六九・六九二・七八六・七八七
八四三・八八六・九〇七・九〇八
九〇九・九一〇・九一七・九二二
九五三・九五四・九八二・九八三
九八四・九八五・九八六・九八七
九九七・九九八・一〇〇五・一〇〇
〇六・一〇一・一〇八・一〇九・一〇
二三・一〇七・一〇三・一〇三・一〇
四五・一〇四・一〇四・一〇四・一〇
五三・一〇六・一〇七・一〇七・一〇
八一・一三七・一三八・一三八・一
三九・一一四・一一四・一一四・一一
四二・一一四・一一四・一一四・一一
六八・一一六・一一七・一一七・一一
八八・一二五・一二五・一二五・一二

度の導入及び財形持家融資に係る利子補給制度の創設等の貸付条件の拡充、改善を図ったところである。

なお、住宅金融公庫等の公的融資は、国民の円滑な持家取得の推進、居住水準の向上を図る上で大きな役割を担ってきたところであり、今後も住宅需要等を踏まえつつ、国民が良質な住宅を円滑に取得できるよう努めてまいりたい。

二 木造在来工法住宅建設の振興については、各種技術の開発、普及及び木造住宅振興モデル事業の実施等の施策を推進しているところであり、今後とも良質な木造住宅の供給の促進を図るよう施策の充実に努めてまいりたい。

三 良質廉価な宅地供給の促進及び地価の安定
については、国民が良好な住環境の下で安定
した住生活を営むことができるように、引き
続き、国土利用計画法の的確な運用等により
投機的な土地取引の抑制を図りつつ

(一) 市街化区域農地の宅地化の促進

(二) 公的機関による計画的宅地開発及び政策金融の拡充等による民間の優良な宅地開発の推進

(二) 関連公共公益施設の整備の推進等の施策を総合的かつ積極的に推進してまいりたい。

五二・一二七二・一二七三・一二
 九九・一三〇〇・一三四一・一三
 八六・一三八七・一三八八・一三
 八九・一三九〇・一四九一・一五
 一九・一五四一・一五四二・一五
 四三・一六〇三・一六〇四・一六
 〇五・一六〇六・一六九〇・一六
 九一・一六九二・一六九三・一六
 九四・一六九五・一六九六・一七
 三五・一七三六・一七三七・一七
 三八・一七三九・一七四〇・一八
 一二・一八一三・一八一四・一八
 一五・一八一六・一八一七・一八
 一八・一八一九・一八二〇・一八
 二一・一八八〇・一八八一・一八
 八二・一八八三・一八八四・一八
 八五・一八八六・一九六二・一九
 六三・一九六四・一九六五・一九
 六六・一九六七・一九六八・一九
 六九・二〇五六・二〇五七・二〇
 五八・二〇六九・二〇八一・二〇
 九〇・二〇九五・二二〇二・二二
 一一・二二六一・二二七一・二二
 九〇・二二〇八・二二二一・二二
 二二・二二三五・二三一六・二三
 一七・二四四四号)

第六次治水事業五箇年計画の推進 同

一 昭和五十七年度を初年度とする第六次治水

に関する請願(第四三七号)

第六次治水事業五箇年計画の策定
 に関する請願(第五四二号) 同

事業五箇年計画については、総投資規模十一兆二千億円、うち治山治水緊急措置法第二条に規定する治水事業八兆二千五百億円、災害関連事業、地方単独事業等一兆九千六百億円、調整費九千九百億円をもって昭和五十七年二月九日閣議了解され、第九十六回国会において治山治水緊急措置法の改正が審議される予定である。

二 計画の策定に当たっては、次の事項に重点を置いて事業の促進を図る予定である。

- (一) 中小河川、都市河川対策の強化
- (二) 土石流対策等土砂害対策の強化
- (三) 重要河川の整備
- (四) 水資源開発の促進

一 昭和五十七年度を初年度とする第六次治水事業五箇年計画については、総投資規模十一兆二千億円、うち治山治水緊急措置法第二条に規定する治水事業八兆二千五百億円、災害関連事業、地方単独事業等一兆九千六百億円、調整費九千九百億円をもって昭和五十七年二月九日閣議了解され、第九十六回国会において治山治水緊急措置法の改正が審議される予定である。

二 計画の策定に当たっては、次の事項に重点を置いて事業の促進を図る予定である。

- (一) 中小河川、都市河川対策の強化
- (二) 土石流対策等土砂害対策の強化

昭和五十七年八月二十七日 参議院会議録追録(その二) 第九十五回国会において採択し、内閣に送付した請願の処理経過

六四

急傾斜地崩壊対策事業の拡充促進
に関する請願(第五四三号)

(三) 重要河川の整備
(四) 水資源開発の促進
急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、昭和四十二年度から危険度が高く保全人家戸数が多い緊要な箇所から順次計画的に急傾斜地崩壊対策事業を実施し、鋭意その促進に努めているところである。

今後とも尊い人命を保護するため、危険箇所の整備に積極的に取り組んでまいりたい。
なお、宮古市内の被害については、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に該当するものについて緊急急傾斜地崩壊対策事業により対処したところである。

交通渋滞対策のための堤防利用に
関する請願(二件)(第八九〇・九四五号)

同

長野市松代地区の災害防止に関する
同

堤防を兼用道路とすることについては、日常の河川巡視、洪水時の河川巡視又は水防活動、将来の河川工事、河川の自由使用及び河川環境の保全等に与える影響などの点から原則的に禁止しているところであるが、道路管理者から要請のある場合は、上記の問題点及び道路事情等を総合的に勘案の上やむを得ないと認められるときは許可してきている。
兼用道路の問題については、道路管理者の要請があればその段階で個別に検討してまいりたい。

一 蛭川は現在中小河川改修事業として改修を

る請願(第九四四号)

行っており、千曲川との合流処理はセミバツク堤方式として計画しているものである。
なお、神田川と蛭川の合流処理については、内水排除施設を設置するよう調査検討を行っている。

二 蛭川本川については、今後、現在用地買収を進めている狭穿部の早期解消と支川藤沢川を含めた河川改修の一層の促進を図ってまいりたい。
また、蛭川支川神田川の内水対策については、昭和五十六年度に調査を行っている。
その成果を踏まえ河川改修と併せ、その対策について長野県と十分検討協議の上、今後の必要な措置を講じてまいりたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 105
電話 東京 五二 四二二(大代)

定価一部
一〇円